市民の裁判参加に関する比較的考察(3.完)

――アメリカ、日本及び中国を中心に――

葉陵陵

はじめに

- I. アメリカにおける市民の裁判参加
 - 1. 陪審裁判と無罪判決
 - (1) 司法制度の基礎となる陪審制
 - (2) 無罪となった陪審裁判事例
 - (3) 刑事陪審の評決基準
 - 2. 陪審裁判に影響する他の諸要素
 - (1) 陪審員の感情
 - (2) マスコミの影響
 - (3) 政治的圧力の効果
 - (4) 人種要素と偏見
 - (5) 法文化的な相違
 - 3. 陪審制度の意味するもの
 - (1) 民主主義の根幹をなす重要な政治制度
 - (2) 司法権の暴走を制御する安全弁の役割
 - (3) 陪審裁判を受ける権利と陪審義務
 - (4) 陪審制に対する裁判官の態度
 - (5) 素人の常識の反映と誤判の防止
 - (6) 英米法の手続に与えた影響
 - (7) 陪審裁判の運用に係わる諸問題
 - (8) 陪審制度運用の改革

(以上、121号)

- Ⅱ. 日本における市民の裁判参加
 - 1. 理念先行型の上からの改革
 - 2. 日本型参審制である裁判員制度の仕組
 - 3. 裁判員制度の含意
 - (1) 先進国を象徴するモニュメント
 - (2) 権利よりも義務であるという認識
 - 4. 市民の裁判参加意識とその変化
 - 5. 市民の裁判参加と「国民性」
 - 6. 一般市民の判断能力への懸念
 - 7. 職業裁判官への信頼
 - 8. 裁判員裁判における量刑傾向

(以上、123号)

- Ⅲ. 中国における市民の裁判参加
 - 1. 「人民司法」の理念に基づく中国型参審制
 - 2. 対象事件範囲の広汎性および適用基準の曖昧さ
 - 3. 人民陪審員選任範囲の狭小性および選定方法の行政化
 - 4. 裁判参加意識と人民陪審員の権利および義務
 - 5. 合議体の構成と評議および人民陪審員の影響
 - 6. 人民陪審員に対する司法行政的な管理監督
 - 7. 人民陪審員制度の改善および課題
 - (1) 「決定」の実施と成果
 - (2) 今後の課題
 - (3) 「人民陪審法」制定の動きと人民陪審団制度の試み

おわりに代えて

(以上、本号)

Ⅲ. 中国における市民の裁判参加

1. 「人民司法」の理念に基づく中国型参審制

中国では司法に市民を関与させるメカニズムとして「人民陪審員制度」(People's Assessor)がある。人民陪審員制度は、法定の手続により選任された人民陪審員が人民法院の裁判活動に参加し、裁判官と同等の権限を有する司法制度であると定義されているため、「人民陪審員」と名付けられているが、実質上は一種の参審制度と言える。最高人民法院も、わが国の人民陪審員制度が、英米法系諸国で実施されている陪審制と甚だしく異なり、制度設計において大陸法系諸国の参審制に類似するものと認めている(1)。ただし、人民陪審員制度の内容は、大陸法系の参審制とも一線を画しており、中国の国情及び法文化の発展の結果として、民主と法治の理念が高度に結合した産物であることも強調されている(2)。

建国前の革命根拠地で実施された参審制を原型として、かつ、旧ソ連及び大陸法系諸国の参審制を参考にして導入された人民陪審員制度は、「民主革命期に形成し、社会主義革命期に発展し、改革開放期に成熟した人民司法の優れた伝統の一つとして、…中国的な特色を持つ人民の司法参加の重要な手段であり」(4)、「人民が社会主義国家の主人公であることを実現させる重要な途である」(5)と位置づけられている。司法権の独立がそもそも否定されている社会主義中国においては、旧ソ連とほぼ同様に、階級司法や革命司法といったイデオロギーによる影響を受けて、資本主義司法の代表であるアメリカ陪審制への不信や軽視と参審制の導入が意識的に図られてきた(6)。人民陪審員制度の実践が国内革命戦争期や日中戦争期を通じて建国初期の中国に引き継がれた。1934年4月に公布された「中華ソビエト共和国司法手続」では、合議制及び人民陪審制が規定され、すなわち、

簡易手続による審理が適用される事件を除き、一般手続に適用される事件 の審理は、合議廷を構成して行わなければならない。裁判部長または裁判 員を主審とし、その他の2名を陪審員とする。そして、陪審員は、職員労 働者会、雇用農業者組合、貧農団及びその他の大衆団体によって選挙され、 裁判1回ごとに2名が交代される。1940年に公布された「晋察冀辺区陪審 制度暫定方法」では、「一般民刑及び特殊刑事事件は、秘密にすべき者を 除き、陪審組に裁判に列席するように知らせるべきである」と規定された。 陪審組は救国会、自衛隊、後援隊、とその他の民衆団体から推薦された3 人から構成される。陪審員は、その担当する事件について、事実と法適用 について意見を述べることができ、裁判官または軍法官の許可を経て審判 で質問することもできる。もし裁判官または軍法官が陪審員の意見を採用 しない場合、陪審員にその理由を説明する必要がある(8)。 1947年に公布 された「各級司法機関暫定組織条例草案」により、各級の司法機関は、事 件を審理するにあたって、人民代表及び関係政府または民衆代表によって 参審することができる。人民陪審員の選出については、①裁判機関による 招請、②民衆団体による選挙、③機関、軍隊、団体から選挙された代表に よる参加などの方式が採られていた (9)。

中華人民共和国成立後、旧ソ連の参審制をモデルとした人民陪審員制度が正式に確立された。1951年公布の「人民法院暫定施行組織条例」では、初めて人民陪審員制度の実施が規定された。人民陪審員制度を確立する社会的基礎と意義について、当時の最高人民法院院長である沈均儒氏は、「最高人民法院活動報告(1951年度)」において「人民の司法活動は、人民に頼り、人民の便利を図り、人民に奉仕する仕事である。人民司法に携わる者は全身全霊で人民に奉仕すべきである。したがって、民衆路線は人民司法活動の基本的な問題の一つであり、人民陪審はその具体的な現れである」(10) と指摘した。1954年公布の「中華人民共和国憲法」は人民陪審員制度を憲法原則として定め、同年公布した「人民法院組織法」には制度の具体的な規定が置かれた。1956年、司法部は「人民陪審員の定員、任期、選

出方法に関する指示」を発布し、1963年、最高人民法院は「基層の普通選挙とともに人民陪審員を選挙することに関する通知」を発布した。

こうした規定により、人民陪審員は主に基層人民法院に設けられる。その定員、任期及び選出方法については、①原則として1人の裁判官に2人の人民陪審員を配備する。②人民陪審員の任期は2年とするが、再任を妨げない。③人民陪審員の職務執行期間は一般的に毎年10日を超えないが、参加する事件の審理がなおいまだ完了せず、また必ず元の人民陪審員が参加しなければならない場合、酌量して延長できる。④基層人民法院の人民陪審員は住民の直接選挙かまたは基層人民代表大会の選挙によって選出される。⑤中級人民法院の人民陪審員は、同級人民代表大会の選挙によって選出される。⑤中級人民法院の人民陪審員は、同級人民代表大会の選挙によって選出されることができ、相応する機関、人民団体、企業の職員の中から推薦によって選出される。⑦高級人民法院と中級人民法院の人民陪審員は臨時招請の方法によって選出されることもできる。1950年代は人民陪審員制度が重要な発展を遂げた「黄金時代」とも言うべき時期であり、1956年は全国の人民陪審員の総人員が20数万人にも達した(11)。

ところが、1966年から始まった10年間に及ぶ文化大革命において、法や司法制度全体が壊滅的な破壊を受けたため、司法の一制度にすぎない人民陪審員制度は早くもその存在の土台を失ってしまった。文化大革命を総括した1975年憲法においても人民陪審員制度の条項は存在しなかった(12)。

文革終結後の1970年代末に始まった改革・開放政策への転換に伴う法整備及び司法制度の再建とともに、人民陪審員制度も重大な転機を迎えて復活した。1978年憲法には人民陪審員制度の条項が再び設けられ、同年、最高人民法院も「人民法院陪審の民衆代表の選出方法に関する通知」を発布し、1963年に発布した「通知」の関連規定を改めて強調した。1979年に公布された「人民法院組織法(1983年・2006年改正)は、第1審裁判が人民陪審員による参審制度を実行することを原則とした(9条)。刑事訴訟法

(1979年採択、1996年・2012年改正)、民事訴訟法 (1991年採択、2007年改正)、行政訴訟法 (1989年採択) には、いずれも人民陪審員制度に関する条文が設けられている。

しかし、当時、法整備及び司法制度の再建の初期段階にあるため、より 差し迫った課題が多いこともあって、人民陪審員制度に関する全体的な設 計は見られなかった。実際の運営も建国当初のように盛んに発展すること はなく、人民法院は人民陪審員制度に対し必ずしも積極的ではなかった。 多くの地方人民法院から、一定の法律知識を有する人民陪審員の候補者が 非常に欠乏しているので、人民陪審員が多数を占める合議体の構成が難し いどころか、少数の人民陪審員が固定化されてしまい、裁判活動に重大な 支障を生じさせたという苦情も出され、人民陪審員制度に対する柔軟的な 適用が求められた(13)。これを受けて、1982年憲法には人民陪審員制度に 関する規定が無くなり、憲法原則としての人民陪審員制度が廃止されたほ か、1982年の民事訴訟法(試行)の制定を機に、人民陪審員が参加しない 裁判も認められるようになった。1983年に「人民法院組織法」が改正され る際に、人民陪審員に関する第9条の規定が削除され、第10条にも人民陪 審員の裁判への参加が必須条件から任意選択に変わった。司法実務におい ても人民陪審員が参審した事件は毎年減少し、全国の人民法院における第 1審裁判の陪審率は、1985年の15.4%から1997年の5.9%まで低下した (14) 。 1990年代に入ってから、市場経済化の進展など社会情勢が大きく変化す る中、社会の格差が次第に広がり、各種の紛争や訴訟も急激に増加した。 とくに大中都市や経済が発達している東部地域においては、訴訟の「噴出」 によって人民法院の負担が増大し、「訴訟爆発」の問題に直面した人民法 院や年間200件以上の事件を審理せざるを得ない裁判官も少なくない (15)。 これに対し、農村や経済が立ち後れている中西部地域においては、訴訟の 増多が顕著ではないものの、「裁判官不足 | の問題が普遍的な現象であり、 一つの合議体を構成するために必要な裁判官の員数さえ集められない人民 法院もあった (16) 。職業裁判官の人手不足を補うために、人民法院の定員

と予算を使わない人民陪審員が当然なことながら人民法院に歓迎された。多くの基層人民法院では、人民陪審員が長期にわたって人民法院へ出向し、専用の執務室も用意され、職業裁判官と同時に出退勤し、手当を受領し、事実上の「定員外裁判官」となった (17) 。人民陪審員の任期は5年であるが、再任を妨げないため、「常連」中心になってしまう傾向もあったた (18) 。他方では、急増した訴訟に対応するために、裁判官と人民陪審員による合議体を構成して行う第一審裁判も大幅に減少し、裁判官1名が単独で裁判を担当する簡易手続が民事事件だけでなく刑事事件にも大量に採用され、一部の地方人民法院では98%の第一審裁判が裁判官のみで行われた。その結果、「裁判官独裁」といわれるような訴訟リスクを増幅させ、人民陪審員制度が「有名無実」となった一方 (19) 、人民陪審員のみで司法調停を行い、裁判官が調停協議書に署名するだけで事件の片が付く現象も見られ、調停協議書が当事者に送達された際に、当事者が担当裁判官の名前を知らず面識もないという笑うに笑えない事例も現れ、司法調停の質が問題とされた (20) 。

人民陪審員が参加した裁判においても、「只陪不審」や「審而不議」及び「乱陪乱審」の現象がよく見られた。裁判官は往々にして評議を主導し、人民陪審員は盲目的に裁判官の意見に追随し、「法廷における泥人形」と自嘲する人民陪審員もいれば、審理過程において一言も発せず、ひいては居眠りをする者もいた⁽²¹⁾。ある地方人民法院が、人民陪審員が参加した50件の裁判評議について分析したところ、裁判官が意見を述べた後、人民陪審員が裁判官の意見に同調した裁判は42件あり、人民陪審員が補足意見を述べた裁判は8件のみで、人民陪審員が反対意見を述べた裁判は1件もないことが分かった⁽²²⁾。人民陪審員は、裁判において有意義な役割を果たせず、合議体の法定員数を満たすための「陪席員」となってしまい⁽²³⁾、「法廷における民主的展示品」⁽²⁴⁾とも揶揄された。このように、人民陪審員制度は、司法裁判の中で徐々に苦境に陥り、制度としては残っているものの、制度の期待された目標の達成が難しく、形骸化されていく状態にあっ

た。

人民陪審員制度の評価に関する最高人民法院の調査によると、人民陪審 員制度が司法の公正に対して形式的な意味しか持たないと思う人の割合は 52.9%と最も高く、「名ばかりの存在」に過ぎないと思う人の割合も17.2% に上った。裁判の質の保証に役立つと思う人の割合は24.7%にとどまり、 裁判所の人手不足を補充できると思う人の割合は5.2%となっている (25)。 建国初期から「人民が国家の主人公として司法活動を含む国家管理に参加 する | (26) 方式として採用されたものの、有効な機能を果たせなかった人民 陪審員制度は在ってもなくても良いような境地にまで弱体化されてしまい、 抜本的な改革を迫られた(27)。人民陪審員制度の存廃をめぐって学界でも 激しい論争が展開され、人民陪審員制度を再建しようとした多数説(28)と 廃止しようとした少数説⁽²⁹⁾ が対立するほか、英米諸国のような陪審制を 導入し、とくに重大な刑事事件に適用すべきであるとした見解も主張され た(30)。論争の焦点は、法曹のエリート化及び法曹による司法の独占によっ て司法の独立と公正を達成させるか、または民衆の裁判参加によって司法 の民主化と公正を実現させるかにあり、司法改革の方向にも関わるもので あった ⁽³¹⁾。

人民陪審員制度改革の気運が高まる中、最高人民法院は、1998年に「人民法院5ヶ年改革綱要」を公表し、人民陪審員制度の改善を司法制度改革の目標の一つとして位置づけた。そして、世界的にもブームを巻き起した「国民の司法参加」の強化も、沈滞しつつある人民陪審員制度を活性化させる新たな追い風となった。

人民陪審員制度の改革にとっては、関連立法の整備が何よりも急務の課題であった。2000年、最高人民法院は、「人民陪審員制度の完備に関する決定」(以下、「決定」と略する)の立法案を第9期全国人民代表大会常務委員会の審議に上程したが、数年間の論証と修正を重ねた後、2004年8月、第10期全人代常務委員会第11回会議でその立法案が採択され、2005年5月より施行されるようになった。その後、最高人民法院と司法部は、2004年

12月に「人民陪審員の選任、研修、考査の実施に関する意見」(以下、「意見」と略する)を発布し、最高人民法院もまた、2005年1月に「人民陪審員管理方法(試行)」(以下、「方法」と略する)を発布した。

「決定」は「中国史上初の人民陪審員制度に関する単行法律」⁽³²⁾ として、 人民陪審員の性格、地位及び職責、対象事件の範囲、人民陪審員の員数及 び選任方法、人民陪審員の職務行使の形式などについて明確な規定を定め たが、その公布と実施は、社会主義民主政治の新たな発展、社会主義法治 国家建設の必然的な帰結、優れた司法伝統の発揚、「司法の民主」の実現、 「司法の公正」の促進、「司法の廉潔」の保証、「司法の権威」の増強、そ して司法制度改革を推進する新たな出発点を意味していると同時に、裁判 制度の整備と改革にも重大かつ深遠な影響を及ぼすものと説明された(33)。 「意見」は、最高人民法院と司法部による共同文書として、司法解釈及び 行政規則の性格を持ち合わせるものであるが、「方法」は最高人民法院の 司法解釈である。両者とも「決定」の関連規定を正確に執行するための細 則の位置づけにあるものである。数年間の司法実践を経た後、2010年1月、 最高人民法院は、人民陪審員の裁判参加を促進するために、また「人民陪 審員の裁判参加における若干問題に関する規定|(以下、「規定|と略する) と「人民陪審員業務における若干問題に関する回答」(以下、「回答」と略 する)という二つの司法解釈を発布した。2010年5月に開催された全国法 院人民陪審業務会議では、最高人民法院による「人民陪審業務のさらなる 強化及び推進に関する意見(討論稿)」も出された。その中で、人民陪審 員制度は、中国的な特色のある社会主義司法制度及び社会主義民主政治制 度であり、人民司法における共産党の大衆路線の具体的な現れであり、人 民が国の主人公となることと法に従って国を治めることを結合させるため の重要な手段であると明確に位置づけられ、したがって、社会主義民主政 治制度を発展させ、人民法院の人民性を実践し、司法に対する民衆の信頼 感を向上させるために大所高所から新しい時代の人民陪審員制度を推進し なければならないことが強調された (34)。こうした一連の法整備と政策に

より、一時軽視された人民陪審員制度が新たな改革と発展の段階に入ったといえる。

2. 対象事件範囲の広汎性および適用基準の曖昧さ

「人民法院組織法」第10条により、人民法院の第一審裁判は、裁判官の みによる合議廷を構成して行うこともできるし、裁判官と人民陪審員によ る合議廷を構成して行うこともできる。この自由選択制は、人民陪審員制 度の確実な実施を妨げる要因の一つともなった。これに対し、「決定」第 2条は、人民陪審員の裁判参加を確保するために、人民陪審員が参加すべ き第一審事件の範囲を明確に定めた。すなわち、人民法院が次に掲げる第 1審事件を審理する場合には、人民陪審員及び裁判官により合議廷を構成 して行わなければならない。①社会的に影響が比較的大きい刑事、民事、 行政事件。②刑事事件の被告人、民事事件の原告もしくは被告、行政事件 の原告の申立に基づく事件。ここにいう社会的に影響が比較的大きい事件 は、①グループ(群体)の利益に係る事件、②公共の利益に係る事件、③ 民衆に広く注目される事件(規定1条)を含むものと考えられる。

日本では、裁判員制度の円滑な導入のために、法定刑の重い重大犯罪である死刑または無期の懲役もしくは禁錮に当たる罪に係る事件から始めているが、中国では、人民陪審員制度の対象事件の範囲がより広く、刑事、民事、行政事件の全般に及んでいる。ただし、「司法の効率」を保つためには、社会的な影響が比較的大きい事件に限定することにしたのである(35)。一方、このような「強い任意性」(36)を有する適用基準が必ずしも明確とはいえず、しかもその判断権・解釈権も人民法院に与えられているので、司法権の独断を防止し、司法の公正を促進するという人民陪審員制度設置の初志に反するものと批判されたほか、刑事事件の場合は法定刑の重い犯罪及び未成年犯罪、民事事件の場合は訴訟物、行政事件の場合は紛争の性格と程度を基準として人民陪審員制度の適用を決めるべきという主

張も出されている⁽³⁷⁾。そして、人民陪審員が参加できる対象事件の類型をより具体的に定めた基層人民法院もある。例えば、四川省成都市武候区人民法院は、①未成年犯罪に係る事件、②専門的知識を必要とする事件または高い技術性に係る事件、③社会的に影響が大きく、かつ民衆に広く注目される事件、④公正な裁判が行われるかについて社会各界から反響が強い事件について、人民陪審員が参審できるものとした⁽³⁸⁾。

対象事件の範囲が比較的に広いとはいえ、その運用については様々な課 題もある。例えば、社会的に影響が比較的大きい刑事、民事、行政事件を 審理する場合は、人民陪審員の参審が必要とされている。しかし、「社会 的な影響が比較的大きい事件 | であるか否かを判断する自由裁量権は裁判 官にあるので、裁判官は、人民陪審員との合議廷を構成して本当に社会的 な影響が大きく複雑な事件を裁判する場合、法律知識が乏しい人民陪審員 に対して必要な説明や指導を行わなければならないことによって職務負担 が知らぬ間に増えることや、多数決の原則によって審理水準がまちまちで ある人民陪審員の意見が裁判の結果に影響しかねないから、誤審があった 場合にその責任も負わざるを得ないことなどを心配し、かえって慎重な態 度をとり、人民陪審員裁判を適用しない傾向がある⁽³⁹⁾。また、最高人民 法院の統計によれば、「決定」が実施された2005年から2007年まで、人民 陪審員が民事、刑事事件の裁判に参審した割合は、それぞれ訴訟事件総数 の50.75%、46.37%を占めたが、行政事件の参審割合は2.88%しかなかっ た。また、2008年から2010年まで、人民陪審員が民事、刑事事件の裁判に 参審した割合は、それぞれ67.4%、29.4%を占めたが、行政事件の参審割 合は3.2%に過ぎなかった。参審訴訟類型のバランスがとれていない問題 も浮き彫りになった(40)。

人民陪審員裁判の適用については二つの申立方式がある。その一は積極的申立といい、当事者の申立に基づく方式である。すなわち、刑事事件の被告人、民事事件の原告もしくは被告または行政事件の原告が、人民法院から事件の審査が一般手続を適用する通知を収受した日より5日以内に人

民陪審員が参審する合議体による裁判を申し立てることができる(規定3条)。その二は消極的申立といい、当事者の同意に基づく方式である。すなわち、人民法院が刑事事件の被告人、民事事件の原告もしくは被告または行政事件の原告の同意を求めたうえ、人民陪審員及び裁判官による合議体を構成して裁判を行うこともできるが、これは当事者による申立と見なされる(規定2条)。近年、当事者の申立に基づく参審事件の割合は0.8%しかなく、当事者の多くは人民陪審員制度の利用に消極的な傾向が明らかである(41)。言い換えれば、その残りの99.2%の人民陪審員裁判は、当事者の申請がないにもかかわらず、人民法院側の意向で行われていたものである。とりわけ民事訴訟において、一方の当事者は人民陪審員が参審する合議体による裁判を申し立てたが、相手方の当事者はそれに反対することがしばしばある。民訴法の関連規定によれば、人民法院は、民事事件の審理において平等の訴訟上の権利を有する双方当事者の意思を尊重し、かつ法律の適用において一律に平等でなければならないので、結局のところ、人民陪審員裁判を放棄せざるを得なくなる(42)。

人民法院による事件の裁判は二審終審制を採っており、人民陪審員が参加できる裁判は地方各級人民法院が行う第一審裁判に限定されているが、ここ数年、第二審裁判にも市民の裁判参加を促進する試みとして、一部の中級・高級人民法院では、第二審裁判に「市民代表」を導入する動きがあった。2008年10月、陝西省高級人民法院は、「裁判を傍聴する市民に対し事件審理への意見及び建議を求めることに関する若干規定(試行)」を発布した。人民法院によって招請された市民代表は、法廷に設けられた「市民代表発言席」で裁判を傍聴しながら発言することもできる。その意見が記録され、合議廷が事件を評議する際の参考とされる。市民代表と人民陪審員との違いは疑うべくもないところでもあるが、市民代表は、人民陪審員のように固定したメンバーではなく、事件ごとに招請された人民代表大会代表や一般市民であるため、より広範な代表性と運用上の弾力性を持っていること、人民陪審員は、裁判官と同様な評決権を有するが、市民代表の

意見は裁判官が事件の評議をする際の参考となるに過ぎないと説明された。 しかし、この手続には訴訟法上の根拠がないうえ、諸外国の司法実務を見ても、市民による陪審・参審が殆ど第一審裁判に限って行われているので、「市民代表傍聴制」の導入は、いったい第二審裁判における市民の裁判活動への参加及び裁判過程への監督の途を開くための制度刷新なのか、または訴訟法の規定に違反した地方人民法院の「自設手続」であるかについては、また見方が分かれている (43)。

3. 人民陪審員選任範囲の狭小性及び選定方法の行政化

「人民法院組織法」第38条に基づき、選挙権及び被選挙権を有する満23 才以上の公民は、人民陪審員に選出されることができる。ただし、選任手 続についての明確な規定が欠如しているので、これまでは様々な選任方法 がなされてきた。例えば、「決定」公布前における最高人民法院の統計に よれば、人民陪審員のうち、人民法院が自ら任命した人民陪審員は41.5%、 関係組織が推薦した人民陪審員は23.7%を占め、地方人民代表大会の選挙 によって選出される人民陪審員は27%に過ぎなかった (44)。また、司法実 務において一部の人民法院は、便宜のため参加意欲が高く信頼も厚い少数 の人民陪審員に絞って裁判の参審を依頼する傾向があるので、これらの人 民陪審員が「定員外裁判官」となってしまった反面、大多数の人民陪審員 は放置されてしまう。例えば、山東省済南市槐蔭区人民法院の人民陪審員 である高金輝氏は、4年間で898の事件に参審し、1,300回以上の裁判にも 参加した(45)。深圳市羅湖区人民法院の人民陪審員である何俊傑氏は、年 間242の事件に参審し、人民陪審員の仕事がすでに彼の生活における重要 な一部分となった (46) 。ある医者は22才から人民陪審員に選出されてから 44年間も人民陪審員を担当し続け、毎年百件以上の裁判に参加してきたの で、遠くまで名が知れる「準裁判官」となった。人民陪審員の参審率に対 する最高人民法院の調査によれば、年間30件以上の裁判に参加した人民陪

審員が11%、10件以上の裁判に参加した人民陪審員が24.1%、10件以下の裁判に参加した人民陪審員が38.9%を占めるが、一度も裁判に参加したことがない人民陪審員の割合が26%もあった。一部の地方では、約半分の人民陪審員が全く裁判に参加したことがない (47) 。最高人民法院も「人民陪審員制度のあるべき広範な民衆代表性が失われてしまった」(48) と認めた。

こうした問題を解決するために、人民陪審員の選任資格が具体化にされた(決定4条~6条、意見2条・18条)。すなわち、人民陪審員を担当するには、憲法を擁護すること、年齢が満23才以上であること、品行方正かつ公平で身体が健康であること、一般に短期大学卒業以上の学歴を具備していなければならない。ただし、刑罰を受けた者、公職を罷免された者は、人民陪審員を担当することができない(決定6条)。これらの規定によると、行政処罰⁽⁴⁹⁾ に処せられた者は、人民陪審員の欠格事由には当たらないが、品行方正という一般的条件によって除外されるものと思われる。

学歴の条件を設けた理由については、人民陪審員が裁判官と同等の権利を行使するので、裁判官の選任資格とくに教育水準との隔たりが余りにも大きすぎるのは良くない、さもなければ、人民陪審員はその能力や教育水準が低いことによって裁判活動におけるあるべき役割を果たせないと説明されたが (50)、その背景には、人民陪審員の資質の低さが原因で人民陪審員制度が十分に機能しなかったという従来からの批判があったと思われる (51)。そして、各基層人民法院に対しては、教育水準が高く、特に一定の法律知識を有する市民を優先的に選定し、人民陪審員の業務素質を保証しなければならないことが指示された (52)。しかし他方では、地域間の格差、とくに発展後進地区の低い教育水準に鑑み、当該規定の実行が確かに困難である地方、及び年齢が比較的高く人望が比較的厚い者が人民陪審員を務める場合の学歴条件を適宜緩和することもできる (意見2条)という学歴緩和規定も設けられている。

こうした流れの中、近年、人民陪審員の学歴水準が大幅に向上した。 「決定」公布前の2004年までに、全国で短大卒の学歴を具備している人民 陪審員は47.4%であったが、2008年になると、87.3%に引き上げられた⁽⁵³⁾。一部の地方人民法院では人民陪審員の高学歴化を求める傾向も見られた。例えば、四川省成都市中級人民法院が2005年に選定した403名の人民陪審員のうち、博士号を持つ者が7人、修士号を持つ者が22人、学士号を持つ者が173人、短大卒が181人、高卒の学歴を持つ者は20人のみであった⁽⁵⁴⁾。広西壮族自治区欽北区人民法院が2010年に選定した20名の人民陪審員のうち、短大卒以上の学歴を持つ者が85%を占めている⁽⁵⁵⁾。少数民族貧困地域にある湘西土家族苗族自治州保靖県人民法院でさえ2009年に選定した24名の人民陪審員のうち、約71%の方が短大卒以上の学歴を持っている⁽⁵⁶⁾。ちなみに、2005年に行われた全国人口サンプリング調査によれば、短大卒以上の学歴を持つ国民は合計6,764万人であり、総人口の5%しか占めていないのである⁽⁵⁷⁾。

また、人民陪審員の構成を見ても、人民陪審員の「エリート化」は歴然としている。全人代の研究調査によると、多くの地方では70%~90%の人民陪審員は、共産党組織、行政機関、企業・事業体などに勤める公務員である (58)。例えば、甘粛省人民法院の人民陪審員1179人(2009年)のうち、946人が共産党員である (59)。広西壮族自治区欽北区人民法院の人民陪審員20人(2011年)のうち、16人が区・郷(鎮)・村民(居民)委員会の幹部であり、4人が教師である (60)。雲南省大理白族自治州人民法院の人民陪審員148人(2009年)のうち、共産党組織、行政機関及び事業体に勤務する公務員は110人であり、その95%は管理職を務めている。この自治州は農村人口が絶対多数を占める農業州であるにもかかわらず、農民出身の人民陪審員は14人しかなく、かつ全員が村民委員会の幹部である。このため、「人民」陪審員ではなく、「役人」陪審員であるとも揶揄された (61)。

こうした人民陪審員の「エリート化」や「幹部化」によって大多数の一般市民の裁判参加権が事実上奪われ、とくに人口の絶対多数を占める農民が排除される結果となってしまったことを否めない。人民陪審員制度が「人民参審」から「エリート参審」に変質してしまい、広い範囲の人民を

代表して裁判に参加する制度設計の初志を失わせてしまわないかと疑問視する声が多く (62)、人民陪審員を担当する学歴制限を撤廃するか、または学歴条件を義務教育を受けた中卒以上に緩和すべきである意見も多く出された (63)。2007年9月3日に開かれた第1回全国人民陪審員工作会議において、最高人民法院院長の肖楊氏も、人民陪審員の構成における党政部門及びその他の国家機関の人員の割合が大きすぎるので、人民陪審員制度のあるべき広範な代表性に影響していると認めつつ、人民陪審員は職業裁判官ではないので、人民陪審員としての特色と長所を保持しなければならず、職業裁判官のように高い法律知識と裁判水準を持つことをひたすら要求してはならない。さもなければ人民陪審員制度を実行する初志とは相反することになると強調した (64)。ちなみに、2011年3月に開かれた第11期全人代第4回会議には、一部の代表から「決定」の関連条項を修正して人民陪審員の年齢と学歴の条件をさらに引き上げる議案も出されたが、最高人民法院及び全人代内務司法委員会はそれを否定した (65)。

人民陪審員の選任範囲が狭く構成も均衡をとれない問題を解決するために、近年、地方人民法院では様々な試みが行われた。例えば、出稼ぎ農民が多い河南省の地方人大常務委員会は、「農民工」を人民陪審員に任命したことで話題を呼んだ。2007年4月、河南省開封県の10ヶ所の民営企業で働いている13名の「農民工」(短大卒2名、高卒11名)は、所定の選出手続を経て全国初の「農民工」人民陪審員となったが、賛否両論も引き起こした。開封県人民法院と同級人大常務委員会がこの発想を支持した背景には、民営企業の急成長に伴い、県内の「農民工」の数も6万人以上に急増したとともに、未払い賃金や労災賠償に係る紛争も年々増加したが、社会的に弱い立場にある「農民工」は、自分の権利利益が侵害されても、我慢して泣き寝入りするか、または過激な行動に走ることも少なくないという現実があった。「農民工」を「農民工」関連事件の人民陪審員に担当させれば、「農民工」の代言者でもある「農民工」人民陪審員は、より良く「農民工」の権利利益を擁護することが期待できるだけでなく、「農民工」

の司法に対する信頼感を高め、訴訟の手段を通じて紛争の解決を図ることを促すことにより、社会の安定を維持できるほか、「農民工」の社会的地位の向上にも繋がるものと考えられていた。「農民工」人民陪審員が人民陪審員制度に対する一大革新と誉められた一方、それは一種のパフォーマンスに過ぎなく、「農民工」人民陪審員は人民法院の「司法モデル」になったのではないかとも疑われた。「農民工」人民陪審員は、当然にも「市民の裁判参加」に含まれるべき部分であるが、「農民工」の代言者として専ら「農民工」関連の事件を担当させるのは、かえって裁判の中立性を損なう恐れがあり、相手方の当事者にも不公平であるから、むしろ「農民工」の利益に係わらない事件を担当させるべきである、「農民工」の権利利益は、このような傾向性のある裁判を通して実現すべきではなく、その他の制度設計によって保護されるべきであろうというような意見もあった。興味深いことに、13名の「農民工」が働いている民営企業の経営者は、従業員が人民陪審員になることを自分の会社にも名誉なことと見なし、かつ、労使関係の改善にも有益であるとして強力に支持している。660。

人民陪審員の任期は裁判官と同様に5年である(決定9条、方法36条)。 再任ができるかについては明確な規定がないが、おおむね差し支えないと 理解されている。この任期制については様々な批判もある。例えば、5年 の任期が長すぎて、人民陪審員の人選を相対的に固定させ、「法服を着な い裁判官」と呼ばれるように事実上の職業裁判官に「異化」させてしまい、 その他の市民が参審する機会を制限してしまうので、公民の裁判活動への 参加を保障するという人民陪審員制度の立法趣旨に沿わないこと (67)、裁 判官と人民陪審員は、長い任期によって友人関係になりやすく、人民陪審 員は裁判官の意見をより受け入れやすく、ひいては積極的に合わせること があるので、人民陪審員制度が有すべき監督・制約の機能を弱体化させて しまい、人民陪審員が裁判官の「付属物」になってしまう欠陥があるこ と (68)、再任等による任期の長期化はいっそう人民陪審員を「陪審専門業 者」にさせてしまう恐れがあることなどが指摘されている (69)。陝西省高

級人民法院の調査では、人民陪審員のうち、長年にわたり陪審員または調停員を担当した経験者が35%を占めている (70)。このような現象に対し、最近、人民陪審員の任期を5年から2年に短縮する提案も出されている (71)。

人民陪審員の選定方法については、①事件ごとに人民代表大会常務委員 会によって任命された人民陪審員の名簿から無作為に抽出する方式、②特 定の専門知識を持つ人民陪審員の参審を必要とする特殊な事件については、 相応する専門知識を持つ人民陪審員の範囲内で無作為に抽出する方式が採 用された(決定8条・14条、意見5~8条、規定4~5条)。具体的な手 続については、①基層人民法院は人民陪審員の選任作業を開始する 1 ヶ月 前に、人民陪審員の定員数、選任条件、手続等の関連事項を社会に対して 公示しなければならない。②人民陪審員を務める条件に合致する者は、そ の所属職場、戸籍所在地または経常居住地の末端組織より本人の同意を得 た後、書面形式により当該地域の基層人民法院に推薦することができる。 本人から戸籍所在地または経常居住地の基層人民法院に書面による申請を 提出することもできる。③基層人民法院は、人民陪審員に推薦された者ま たは自ら申請した者に対して審査を行い、人民陪審員の候補者を仮決定し た後、候補者名簿及び関連資料を同級人民政府の司法行政機関に提出して 意見を求める。必要な場合、基層人民法院は、同級人民政府司法行政機関 とともに候補者の所属職場、戸籍所在地または経常居住地の基層組織にお いて調査を行う。④基層人民法院は、審査結果及び人民陪審員の人数に基 づいて人民陪審員の候補者を確定し、院長から同級人民代表大会常務委員 会に任命を求める。そして、人民陪審員の候補者を確定するにあたっては、 人民陪審員の広範性を表わすため、社会各階層の人員を吸収するよう注意 しなければならない。⑤基層人民法院が事件の裁判をするとき、法に従い 人民陪審員の参加する合議廷で裁判を行う場合には、開廷する7日前に、 コンピュータ生成などの方法によって人民陪審員名簿から無作為に抽出し て確定しなければならない。特定の専門知識を備える人民陪審員の参加を

必要とする特殊な事件の裁判をする場合、人民法院は相応する専門知識を備える人民陪審員の範囲内で無作為抽出することもできる。この5段階を踏むべき人民陪審員選定手続は、複雑のうえに「行政手続により篩い分けた結果」(72) のような色彩も強く、かつ、その選定権が職場、司法行政機関、基層人民法院院長及び人大常務委員会に握られているので、本人が申請したとしても、この中のいずれかの部門や個人に反対されれば、希望がふいになってしまい、一般市民の裁判参加の途を阻害してしまう恐れがあることもよく指摘されている(73)。

最高人民法院の統計によれば、「決定」施行後の5年間、1,626ヶ所の基層人民法院は、事件ごとに人民陪審員の名簿に基づく無作為抽出の方式を採用して人民陪審員を選任しており、全国基層人民法院総数の52.2%を占めている(74)。しかし、一部の基層人民法院に対する調査から見れば、無作為抽出という方式がよく守られていない場合もある。例えば、人民陪審員が前もって刑事、民事及び行政の各裁判廷に配属され、事件ごとに担当裁判官から人民陪審員を指定して合議体を構成する方法がよく採られ、一種の「比較的固定した混合合議体」が次第に形成されている。例えば、湖南省蘇仙区人民法院は、いわゆる参審指向予約制度を採用している。すなわち、裁判官または申立者は、人民陪審員の専門知識に対する特殊な要望を「人民陪審員参審申請表」に記入した後、立件廷は、すべての予約を統一的に調整し、専門知識を備える人民陪審員を相応する裁判廷に配置して参審させる。この制度は、人民陪審員の職業的優位と特長を十分に生かし、裁判の質と能率を引き上げることもでき、良い効果が得られたと説明されている(75)。

「決定」の施行に合わせて、全国約3,000ヶ所の人民法院で2.7万人の人民陪審員がこの選出手続に従って各地の人大常務委員会により任命された (76)。「方法」第5条に基づき、基層人民法院は、当該管轄地域内における事件数及びその特徴、総人口、面積、民族状況などに応じて現職裁判官人数の2分の1を下回らず、現職裁判官の総人数を上回らない範囲内にお

いて人民陪審員の定員を確定しなければならないため、「決定」施行5年後の2010年、全国の人民陪審員は、基層人民法院の裁判官総人数の50%を超える7.7万人に増員された「「ここして、2010年5月に開催された全国法院人民陪審業務会議では、人民陪審員の選定方法について、①定員数を合理的に決めること、②人民陪審員の全体的構成を合理化し、人民陪審員の広汎性と代表性を示すために、選任条件を厳格に執行すること、③人民陪審員候補者が参審する可能性と有効性を十分に考慮すること、④人民陪審員候補者の道徳品性、勤務態度等の資質を審査し、とくに「品行方正、公平正道」という基準に基づいて正義を主張でき、市民に信頼される人民陪審員を選任すること、⑤人民陪審員の交替、増補メカニズムを整備することなどが強調された「いる」そして、2012年初頭に開かれた全国法院建設座談会において、最高人民法院は、各地の基層地方人民法院に対し、人民陪審員の定員が裁判官の定員を適度に超過することを確保すると同時に、人民陪審員の定員が裁判官の定員を適度に超過することを確保すると同時に、人民陪審員の広汎性、代表性及び民衆性を保障するために、業界、性別、年齢及び専門が異なる人民陪審員の採用を一層重視するよう要求した「いる」

4. 裁判参加意識と人民陪審員の権利及び義務

人民陪審員制度は、市民の裁判活動への参加を保障し、司法の公正を促進することを目的としているため、法に従い裁判活動に参加することは、人民陪審員の権利及び義務であると定められている(決定前文、10条)。人民陪審員の職責については、裁判権だけでなく、裁判活動への監督権も与えるべきという意見もあったが、「決定」は、人民陪審員が裁判活動に参加する過程において、裁判官の事件審理に対して客観的に一種の監督と制約を形成することができるが、この役割は人民陪審員制度に内在する固有な要素であるので、立法でさらに人民陪審員に監督権を付与すべきではないという最高人民法院の見解を採用し、「人民陪審員は、法に従い人民法院の裁判活動に参加し、裁判長を担当してはならないことを除き、裁判

官と同等な権利を有する | (1条) と規定した (80) 。

封建専制の歴史が長い中国では、行政と司法との一体化により断罪を 「お上」に任せてきた伝統の影響で、有罪か無罪かの判断は、専門的知識 を持った法律専門家に任せるべきという発想には依然として根深いものが あるが、他方では、社会主義司法制度の一環としての人民陪審員制度が建 国初期から導入されたものであるためか、一般市民は人民陪審員として裁 判に参加することに総じて積極的な態度を示している。西南政法大学と成 都市武候区人民法院との共同研究である「中国陪審制度研究」課題グルー プが行ったアンケート調査によると、人民陪審員制度の全体的評価につい ては、53.7%の裁判官が「効果が普通」と思い、「効果が良い」と思う43.3 %を上回ったのに対し、むしろ一般市民のほうが人民陪審員制度に大きな 信頼を寄せている。人民陪審員制度存置の必要性については、「必要」と 回答した人が97%にも達したが、もし裁判沙汰になったら、人民陪審員の 参審を望むかを尋ねたところ、95.4%の人が「望む」と答えた。その理由 については、「人民陪審員が裁判官を監督する役割を果たせる」と思う人 が85.4%、「人民陪審員の参加によって事件の審理がもっと公正になる」 と思う人が90.9%、「人民陪審員の参審が庶民の権利利益を保障するため には有益である」と思う人が95.3%、「人民陪審員の存在が裁判官と庶民 との距離を引き寄せられる」と思う人が95.3%を占め、人民陪審員制度へ の強い期待と確信がうかがえる(81)。

人民陪審員への申込状況からも一般市民の裁判参加意識が高いことを読み取ることができる。ただし、その動機は様々なようである。例えば、2008年6月、江蘇省南通市海門区人民法院は、6名~8名の人民陪審員を公募したところ、初日だけで40数名の応募者がいた。同じ時期に、淮安市楚州区人民法院も23名の人民陪審員を公募したが、公務員、教師、医者、会社員及び定年退職者を含む110人の市民が応募し、このうち26名の20代の若者もいた。その応募理由については、裁判活動への参加を通じて自分の素質や能力などを発展させて自己実現を達成すること、司法試験を目指し

ているので、人民陪審員として裁判活動に参加すれば、裁判制度への感性 的認識も深めることができること、普段でも熱心に社会活動に参加してい るが、人民陪審員の仕事を通して紛争解決の方法なども学んで自分を鍛え てゆくことなどが挙げられ、24才の孫氏は「人民陪審員になることを誇ら しく思い達成感に満ちている」(82)と感想を述べた。人民陪審員の申込者に 対する調査によると、定年退職した後も何か社会に有益な仕事で活躍する こと、自分の専門知識を裁判活動に生かすこと、人民陪審員になって失業 問題を解決することなどが主な動機であるほか、農村地域や経済が立ち後 れている地区においては人民陪審員の報酬も裁判参加の意欲を引き出す要 素の一つである。また、所属職場や基層組織も一定の実利的な目的を持っ て人民陪審員を推薦していることが明らかになった。例えば、ある郷・鎮 人民政府が推薦した人民陪審員は殆ど若者であるが、その目的は、人民陪 審員の仕事を通じて彼らに法律知識の教育を受けさせ、任期が満了した後 に郷・鎮・村の司法調停員を担当させるためであった。将来には基層法律 服務所などの社会組織への就職を念頭に置いて人民陪審員を申し込む者も 少なくない(83)。このように、知識の蓄積や能力の発揮、栄誉、経済的利 益、人材の育成訓練といった司法役割以外の動機も強く、肝心な司法の公 正を促進させる視点が欠落しているようにも見える。

こうした動機で定員が少ない人民陪審員として選ばれた以上、人民陪審員は総じてやりがいを感じて熱心にその職責を果たしている。例えば、北京市東城区人民法院の人民陪審員を務める顧兵氏(定年、元病院職員)は、年間100件以上の裁判にも参加し、ほぼ毎日のように人民法院に通っている。顧兵氏はすでに3度も優秀人民陪審員の表彰を受けており、「山のようなプレッシャー」を感じながらも、この仕事は非常に神聖であり、自分は社会に貢献していると実感し、とくに自分の意見が合議体に採用された場合は、自己実現もできたような気がすると語った (84) 。湖南省新邵県人民法院の人民陪審員である劉初華氏(中学校教員)は、もとより法律の勉強が好きで、勤務の合間を利用して参審業務、調停技能及び心理学などの

知識を自学し、熱心に人民陪審員としての責務を果たしている。「人民陪審員の仕事にはとても満足感を覚えている」、「人民陪審員としてはこの上なく誇りに思っている」と語った。新邵県人民法院も、当該法院が「全国優秀裁判所」と表彰されたことは、劉氏のような真剣で責任感が強く、参審業務にも精通している人民陪審員らの働きに密接な関係があると認めた⁽⁸⁵⁾。北京市房山区人民法院の人民陪審員である王暁玲氏(大学教員)も、正直なところ、なるべく多くの裁判に是非とも参加したいが、本職の関係で辞退せざるを得ない場合もあり、本当に残念に思っている。人民陪審員は法服を着ない裁判官であり、自分がこの仕事を上手くこなせると確信しており、司法の公正に微力を尽くせることにもひとしお誇りを感じていると語った⁽⁸⁶⁾。

面白いことに、裁判員制度に対する市民の参加意識が総じて高まらない日本においても、中国語新聞である「中文導報」が日本国籍を有する中国系住民を対象に実施したネット調査によれば、87%の人は日本における裁判員制度の導入に賛成し、裁判員になりたい人も62%に達しており、中国系住民の参加意識が日本社会の平均値よりかなり高いことがうかがえる。⁽⁸⁷⁾。

他方、人民陪審員の責務としては、裁判活動に参加する場合に、裁判官と同様な職責履行規定を遵守し、裁判の秘密を守り、司法に対する礼儀を重視し、司法像を維持しなければならないことも定められた(決定13条)。また、罰則については、①人民陪審員が正当な理由無く、裁判活動への参加を拒否し、裁判業務の正常な進行に影響を与えた場合には、所属基層人民法院が同級人民政府司法行政機関と共同で調査し事実であると確認した後、基層人民法院院長が同級人大常務委員会にその人民陪審員の免職を願い出なければならない(決定17条2項)。②裁判業務にかかる法律及び関連規定に違反し、私情に不正行為を行い、誤った裁判またはその他の重大な結果を生じさせた場合には、所属基層人民法院が同級人民政府司法行政機関と共同で調査し事実であると確認した後、基層人民法院院長が同級人

大常務委員会にその人民陪審員の免職を願い出なければならない。その行為が犯罪を構成する場合には、法に従い刑事責任を追及する(決定17条4項)。ただし、人民陪審員の不出頭等に対する過料のような具体的な罰則が設けられていないためか、裁判実務においては、本職が忙しい「エリート人民陪審員」が裁判の期日に出頭しないこともしばしばあるし、人民陪審員が担当する事件について裁判前に十分な準備をする時間がとれないため、評議に出席しても適切な意見を述べることができない現象もよく見られる (88)。しかし、人民陪審員が正当な理由無く、裁判活動への参加を拒絶したことは免職の事由になる(決定17条2項)のに対し、正当な理由があって裁判活動に参加できない場合は、人民法院が即時にその他の人民陪審員を新たに決めるべき(規定6条)に過ぎないため、「エリート人民陪審員」にとっては参審の責務から免除されるだけで、一種の放免にもなるのが実情のようである (89)。

5. 合議体の構成と評議および人民陪審員の影響

人民陪審員及び裁判官が合議体を構成し事件を裁判する場合には、合議体における人民陪審員の占める員数の割合は、3分の1を下回ってはならない(決定3条)。人民陪審員が合議体に参加し事件を裁判する場合には、事実の認定、法律の適用について独立して意見を発表し、かつ、評決権を独立して行使する権限を有する(決定11条1項、規定7条1項)。ただし、ここにいう人民陪審員の「評決権の独立」は、日本の裁判員法8条の「裁判員は、独立してその職権を行う」という裁判員の職権行使の独立原則の性質と根本的に異なり、合議体の他の構成員に対するものであって、「人民陪審員の独立」という意味合いを持っていないのである (90)。

評議の方法においては、まず、担当裁判官が事件に係る関連法律、証拠の審査・判断に係る関連規則を説明する。その後、人民陪審員及び合議体のその他の構成員が事実の認定、法律の適用をめぐって十分に意見を発表

し、かつ理由を説明する。裁判長が最後に意見を発表し、かつ合議体の意見を総括する(規定7条2項、8条)。事件を評決するときは、多数決の原則を実行する。人民陪審員が合議体のその他の構成員と意見が分かれる場合に、人民陪審員は、事件を裁判委員会の検討決定に付すか否かを決定するよう院長に届け出ることを、合議体に要求することができる。ただし、理由を説明しなければならない。人民陪審員が提出した要求及び理由は、評議の記録に書き入れるべきである(決定11条2項、規定9条)。こうした合議体の他の構成員に対する牽制や、評決結果の責任を明確にする規定は、「評決権の独立」を担保するための工夫とも考えられる (91)。

しかし、裁判実務においては、人民陪審員の評議への参加度が必ずしも高いとは言えないのが現状である。四川省成都市武候区人民法院が人民陪審員に対して行った調査によると、「時々発言する」者が26.3%、「発言しない」者が10.5%で、「偶に発言する」者が63.2%と最も多かった。余り発言しない理由としては、裁判官の意見に同意すること(50%)、法律の適用をよく知らないこと(31.5%)、事実関係をよく知らないこと(14.8%)、発言の機会がなかったこと(1.9%)、自分の発言が重要ではないこと(1.9%)が挙げられている。そして、裁判官の豊富な法律知識、裁判経験及び自信に満ちた態度などによって形成された「裁判官権威」も、人民陪審員にとって一種のプレッシャーとなり、人民陪審員の発言意欲を妨げる要因となっている(92)。

人民陪審員が多数を占める合議体が少ないため、判決の結果を左右することが難しいだけではなく、たとえ人民陪審員の員数が裁判官を上回ったとしても、裁判官は長年の裁判経験や法律知識を頼みとして人民陪審員を説得することがある。四川省における20ヶ所の基層人民法院を対象に行われた調査(2006年)では、合議体の評議において、人民陪審員が裁判官との間に意見の食い違いが「全くない」(17.2%)もしくは「偶にある」(79.7%)のは合わせて96.9%を占めるが、意見が分かれた場合には、「裁判官に従う」(10.9%)もしくは「協議の上で一致を達成する」(79.9%)

のは合わせて90.6%を占め、「評決で決定する」のは9.4%しかない。裁判 官は人民陪審員を説得する際に、「とても容易」と「比較的容易」と感じ たのが43.8%、「相手によって差異がある」としたのが48.4%で、「容易で はない」と感じたのが僅か7.8%に過ぎない (93) 。また、人民陪審員が参審 した数百件の刑事裁判の評議を傍聴したある学者の観察によると、自分の 意見を最後まで堅持した人民陪審員が1例に過ぎなく、その他の異議ある 人民陪審員は最終的にすべて裁判長等に説得され、一致した評決や多数評 決を形成したという (94)。ただし、裁判官の立場に立ってみれば、現在の 誤判責任追及制度もこのような現象をもたらした原因の一つであるという 指摘もある。なぜならば、裁判の結果について、人民陪審員はその責任を 負う必要がなく、裁判官はすべて責任を負うことになっているので、仮に 人民陪審員の意見は裁判官のそれと相反し、かつ多数意見になった場合、 裁判官は人民陪審員の意見に対しても責任を負わなければならない。「人 の代わりにとがめを受ける」ことを避けるため、裁判官は自分の意見を受 け入れるように人民陪審員を説得することがよくあるし、人民陪審員も裁 判官が裁判の結果に責任を負う必要があることに鑑み、自分の意見に過度 に拘らないように控えることも考えられるので、人民陪審員を「陪而不便 審 | (陪席しても審理するのは具合が悪い)の苦境に立たせてしまってい Z (95)

人民陪審員制度には、司法公正の促進や裁判活動への監督及び裁判効率の向上における役割も期待されている。例えば、生活経験が豊富で社会情勢や民意を熟知する人民陪審員の特長を生かし、事実の認定、法律の適用における裁判官の思考と判断を補完することにより、事件の公正な解決を最大限に確保することができ、誤審の減少にも役立つことができる。また、司法調停においては、人民陪審員もその特長を生かした独特の役割を果たせる。豊富な社会経験と専門知識を備えている人民陪審員は、様々な事件の当事者に対し、彼らの立場に立って考えたり、自らの体験を例にとって道理を説いたりすることができるので、調停の効果を高めて事件を順調に

解決するだけではなく、当事者の訴訟負担を軽減し、訴訟コストを下げることもできる。さらに、人民陪審員の参審は、いわば裁判の「繁簡分流」にも役立てられる。簡易手続による審理が適用される事件及び法律で別段に規定される事件は、裁判官1名が単独で審理する(決定2条)ことになっているため、人民陪審員が合議体によるべき裁判に参加することにより、簡易手続に基づく事件の担当裁判官が十分な時間と精力をもってより迅速に事件を審理し結了させることを保障することができる (96)。

一部の地方人民法院に対する取材調査によれば、こうした期待がある程度実現されているように見える。例えば、ある道路交通事故による人身損害賠償事件の当事者は、「公平な裁判」を期待して人民陪審員の参審を申立てたと言った。ある離婚訴訟に参加した人民陪審員は、裁判官との視点の差異について、裁判官がより法律の条文を重んじ、法律の規定を機械的に事実に当てはめようとする傾向があるが、一般市民としての私達がより現実生活における公平と正義の問題に関心を払っていると述べた。ある扶養紛争事件を担当した裁判官は、人民陪審員の女性に対し、彼女の長所が親和力を備え、当事者との距離感を縮めることにあるから、当事者のどちらも受け入れられるだけではなく、彼女が相手の立場から問題を考えることもでき、当事者の裁判官に対する先入観をも変えたと称賛した。74才の女性当事者も、彼女の言うことは自分の娘のようで耳触りが良いと話した(97)。

人民陪審員が刑の量定にも一定の影響を与えている。ある大学生による 窃盗事件の量刑について、裁判官と人民陪審員の意見は分かれた。元大学 準教授で定年退職した人民陪審員の金氏は、若者に対して挽回策を講じて 救済すべく、法定刑の範囲内で減刑すべきであると主張したが、裁判官は、 軽く量刑することに同意するものの、刑罰を軽減すべきではないと主張し た。評議した結果、人民陪審員の意見が合議体に採用され、自首の情状が あり、罪を認める態度が良く、及び盗まれた金が取り戻されたなどに鑑み、 法定刑の範囲内で刑罰を軽減することに合意した。裁判を傍聴した記者の

取材に対し、金氏は、裁判席に座ると、自分の決定が一人の若者の人身の自由ひいては一生の運命に影響することを意識し、責任の重さを痛感した、大学生としてほんのちょっとした考え違いが自分を破滅させてしまうことに、自分が教師としての自責を感じたと同時に、思わず惻隠の情も湧いたと認めた (98)。

また、ある爆発物不法製造罪をめぐる裁判では、人民陪審員が法律の適 用を変更させ、裁判の結果に実質的な影響を与えた。自宅で火薬150キロ グラムを不法に製造した被告人の量刑について、裁判官と人民陪審員の意 見は分かれた。裁判官は、刑法第125条1項、及び最高人民法院の「拳銃、 弾薬、爆発物等を不法に製造、売買、運輸した刑事事件の審理における法 律の具体的適用に係わる若干問題に関する司法解釈 | (法釈[2001]15号) 第1条6項、第2条1項の規定に基づき、1キログラム以上の火薬を製造 した場合は、爆発物不法製造罪を構成するが、5キログラム以上の火薬を 製造した場合は、刑法第125条1項に定められた「重い情状」に当たり、 10年以上の刑罰または無期懲役もしくは死刑に処せられる、よって、被告 人に対しては最低刑期を適用しても10年の有期懲役を科すべきであると主 張した。これに対し、人民陪審員は、被告人が農村の伝統的習俗に従い葬 式を行う時に鉄砲を打つために大量の火薬を製造したという特殊な裏事情 もあるので、地元の風習を配慮して法定刑以下に減刑する必要がある、さ もなければ、社会の現実に背くだけではなく公平とも言えないと主張した。 激しい評議の末、この事件が人民法院裁判委員会の審議にかけられたが、 裁判官による法律の適用が正しいと認められた。しかし、人民陪審員は、 上記法条の適用がやはり合理性に欠けると主張して譲らなかった。結局の ところ、裁判委員会は、最高人民法院の「『拳銃、弾薬、爆発物等を不法 に製造、売買、運輸した刑事事件の審理における法律の具体的適用に係わ る若干の問題に関する司法解釈』の執行における関連問題に対する通知 | (法[2001]129号) 第2条に基づき、すなわち「行為人が確かに生産や生活 の需要によって拳銃、弾薬、爆発物を不法に製造、売買、運輸したものの、

重大な社会的危害を招いていない場合、教育を経て確かに悔い改める行動があれば、法により処罰を免除するかまたは軽く処罰することもできる」という規定を根拠に、被告人の刑事責任を免除することにした (99)。

6. 人民陪審員に対する司法行政的な管理監督

アメリカの陪審員や日本の裁判員による裁判参加は、事件ごとに一回の みであるため、裁判所との関係も主に選任手続を通じて現れているが、中 国の人民陪審員制度は、5年任期の参審制であるため、人民陪審員に対す る管理は、人民法院の重要な責務の一つであり、最高人民法院も専ら「人 民陪審員管理方法 | を発布した。「方法 | により、人民陪審員の管理は、 人民陪審員に対する人事管理及び人民陪審員が裁判活動に参加する日常管 理を含むものである(2条2項)。人民陪審員の人事管理は、人民法院の 政治業務部門がその責任を負う(3条1項)が、人民陪審員が裁判活動に 参加する日常管理は、人民法院が実際の情況に従って具体的な管理部門を 決める (4条)。司法の実務においては通常、人民陪審員に対する人事管 理は、基層人民法院の政治処が受け持ち、人民陪審員が裁判活動に参加す る日常管理は、各裁判廷が受け持ち、人民陪審員に対する業務考査は、基 層人民法院の研究室が受け持っている。すなわち、人民陪審員に対して裁 判官に類似するような「コントロール型管理方式」(100)が準用されている。 四川省における20ヶ所の基層人民法院に対する調査からも、殆どの基層人 民法院は、裁判官に対する管理方式を人民陪審員への管理に直接適用して いることが明らかにされた。例えば、四川省成都市武候区人民法院の人民 陪審員は、週4日勤務制で各裁判廷に配置され、毎月800元の手当を受け 取るかわりに、本来の仕事を止め、プロの陪審員になるよう要求され た(101)。こうした管理方式の下で、人民陪審員が人民法院の正規職員と見 なされることが多く、法律文書の送達、調査及び証拠集め、出張調停、文 書整理といった人民法院の補助的な事務を担当させられることも少なくな

い (102)。しかし、このような参審以外の業務によって、人民陪審員制度が「変形」され、「制度の価値」が損なわれる恐れもあると指摘されている (103)。

素人の人民陪審員が必要な法律知識の教育や専門的訓練を受けていないことも「陪而不審」または「乱陪乱審」の現象を招いた重要な一因であると考えられてきた (104)。人民陪審員とともに事件を審理した裁判官からも、人民陪審員に事実関係や争点を説明するだけでなく、法律知識も教えなければならないので、裁判の効率ばかりか、双方の気分にも響いたというような苦情があった (105)。人民陪審員の参審能力を高め、評議においてその職責を十分に果たせるために、「意見」は、人民陪審員が任命を受けた後、人民法院での裁判活動への参加前に、必ず研修を受けなければならないと義務付けている (10条)。

人民陪審員に対して行う研修は、人民陪審員の裁判参加への実際の需要に見合うものでなければならない(意見12条)。具体的には、人民陪審員の職務に就任する前の研修と就任期間中の裁判業務研修に分けられる。前者については、裁判官の職責と権利、裁判官職業倫理、裁判規律、司法礼儀、法律基礎知識及び基本訴訟規則等を内容とする人民陪審員の職責を履行するために必要な裁判業務知識及び技能の研修を受けなければならない。後者については、参審活動における実際の需要に応じて、証拠の信用・採択、事実の認定、法律の適用に関する一般規則を習得し、新しい法律、法規を学ぶことを内容とする研修を受けなければならない(方法20条)。最高人民法院教育研修部門と国家裁判官学院は、統一した人民陪審員研修要綱と研修教材を編集し、明確な教育目標を提出し、人民陪審員の研修業務について定期的に督促、検査を行う(方法21条)。

人民陪審員に対する育成訓練及び管理監督は従来、人民法院によって責任を持って行われてきた。しかし、裁判活動における人民陪審員の独特な地位と役割に鑑み、かつ、当事者及び一般民衆が人民陪審員制度の民主性、公正性に対して生じうる疑念を払拭するために、そして人民陪審員と人民

法院との間における関係が、裁判官と人民法院との間、及び司法行政職員 と司法行政機関との間における従属関係とは異なる点を示す必要があるこ とから、人民陪審員に対する育成訓練と管理は、人民法院または司法行政 部門によって独自で行われるべきではないとの意見が多数にのぼったこと などを考慮したうえ (106) 、「決定」は、基層人民法院が同級人民政府の司 法行政機関と共同で、人民陪審員を育成訓練し、人民陪審員の素質を向上 させる(15条)とした。「意見」も、基層人民法院は、当該人民法院の裁 判業務の実状に応じて、人民陪審員の研修計画を制定し、同級人民政府司 法行政機関の意見を求めた後、人民法院裁判官養成機関が実際にこれを受 け持つ(11条)と定めている。「方法」に基づき、高級人民法院教育研修 主管部門と裁判官養成機関は、当該管轄区域における人民陪審員の研修計 画及びそれに関連する管理、協調について責任を負うほか、人民陪審員の 就任前研修を引き受ける(22条)。条件が整う中級、基層人民法院教育研 修主管部門と裁判官養成機関は、高級人民法院の委託を受けて人民陪審員 の職務に就任する前の研修を引き受けることができる(23条1項)。中級 人民法院は、当該管轄区域における人民陪審員の就任期間中の裁判業務研 修に関する教育計画を審査決定する(23条2項)。人民陪審員の就任前研 修の時間は通常、24時間を下回らないが、就任期間中の裁判業務研修は毎 年、16時間を下回ってはならない(26条3項)。人民法院は、就任前研修 に参加し、かつ合格した人民陪審員に対し、最高人民法院が製作する統一 の「合格証書」を授与する(27条)。

これに対し、法律の専門知識に関しては素人の人民陪審員がこれほど少ない時間で大学法学部の学習内容にも相当するような研修課程を「消化」できるのか、このような専門的な法律研修を受けた人民陪審員の「法律化」によって、市民の裁判参加という人民陪審員制度の本意が損なわれないのか、研修の効果を疑問視する意見がある(107)一方、職業裁判官が刑事、民事及び行政に分類されていることに鑑み、人民陪審員の研修についても刑事、民事及び行政に分けて行うべきであるという提案も出されている(108)。

そして、人民陪審員は、裁判官から法律知識を教わり、合格証書を取得することは、人民陪審員と対比する裁判官の専門的な優位性及び職業的な権威性を一層際立たせたほか、人民陪審員の「プロ化」の度合をさらに高めさせたとの指摘もあった (109)。

人民陪審員の職務執行に対しては中国特有の考査制度と表彰制度も設け られている。基層人民法院が同級人民政府の司法行政機関と共同でそれを 行わなければならない(方法29条)。基層人民法院は、人民陪審員の職務 執行の考査規則を制定する場合、同級人民政府司法行政機関の意見を求め る必要がある(意見15条項)。考査内容には参審業務実績、思想と品行、 業務態度、裁判規律、裁判のやり方及び研修参加状況等を含むものとされ る (意見15条、方法30条)。また、裁判業務において顕著な成績またはそ の他際立った業績をあげた人民陪審員に対しては、基層人民法院が同級人 民政府司法行政機関とともに表彰し、褒賞を与える(決定16条、意見16条、 方法32条)。考査の結果は、人民陪審員に表彰及び褒賞を与える根拠とす る (方法31条)。人民陪審員に対する表彰及び褒賞の決定は、人民陪審員 本人及びその勤務先、戸籍所在地または経常的な居住地の基層組織に書面 により通知しなければならない(意見16条、方法33条)。大多数の人民法 院は、人民陪審員個人の参審記録書を作り、参審率や参審意見、司法礼儀 及び裁判官の評価等が記され、考査時の参考とする。人民法院に設けられ ている事件質量評査専門機構は、裁判官が担当した事件だけでなく、人民 陪審員が参審した事件についても評査を行う(110)。裁判官に対する誤判責 任追及制度を参照して人民陪審員にも適用する人民法院もある(いい)。湖南 省蘇仙区人民法院は、年に1回の年度考査を行うほか、3か月ごとに1回 の人民陪審員交流座談会を開き、平時考査の状況を人民陪審員に知らせな がら、その成績を肯定すると同時に不足点を指摘する(112)。広州市花都区 人民法院は、人民陪審員を優秀、適任、不適任という三つの等級に分けて、 参審率を主な指標として考査を行ったうえで褒賞を与える。成都市武候区 人民法院は、人民陪審員特定奨励基金を設立し、年度考査に合格した人民

陪審員に400元の奨励金を与える (113)。しかし一方、人民陪審員を担当することは一種の権利とはいえ、けっして専業ではないので、裁判官の考査制度に類似するようなやり方で年度考査を行うことは、一種の「考査職業化」の現れであり、人民陪審員を「定員外裁判官」として扱う傾向を一層助長したとの批判もある (114)。

また、人民陪審員に次に掲げる免職事由のいずれかがある場合には、基 層人民法院が同級人民政府の司法行政機関と共同で調査を行い、それが事 実であると判明した後、基層人民法院院長が同級人民代表大会常務委員会 にその人民陪審員の職務を解任するよう求めることができる(決定17条1 項、意見17条、方法34条)。①本人が人民陪審員の職務辞任を届け出た場 合、②正当な理由無く、裁判活動への参加を拒絶し、裁判業務の正常な進 行に影響を与えた場合、③人民陪審員の就職禁止事由(人大常務委員会の 構成員、人民法院、人民検察院、公安機関、国家安全機関、司法行政機関 の職員及び弁護士等)、非適格者(罪を犯し刑事処罰を受けたことがある 者、公職を罷免された者)に該当する場合、④裁判業務にかかる法律及び 関連規定に違反し、私情に不正行為を行い、誤った裁判またはその他の重 大な結果を生じさせた場合である(決定5条、6条、17条1項)。そして、 人民陪審員に④に定める行為があり、犯罪を構成するまでには至らない人 民陪審員に対しては、法に基づきその職務を解くほか、必要な場合は、基 層人民法院がその職場に関連規定に基づく処分を行うよう書面により提案 することができる(意見17条2項、方法35条)。人民陪審員に④に定める 行為があり、犯罪を構成する場合には、法に従い刑事責任を追及する(決 定17条2項)。なお、本人が人民陪審員の職務辞退を申立てた場合、所属 基層人民法院院長が同級の人民代表大会常務委員会にその人民陪審員の免 職を願い出る(決定17条1項)ことになっており、辞退の事由が特に必要 とされていない。

このように、人民陪審員に対しては裁判官に類似するような司法行政的な管理監督が施されており、人民陪審員は一種の「準裁判官」になってい

る傾向がうかがわれる。このような「裁判官化」した管理方式については、法律「門外漢」の人民陪審員が1人もいないと自負する人民法院がある (115) 一方、人民陪審員制度の司法監督機能と相容れないとの批判もある (116) 。こうした管理方式の下で、人民陪審員の役割は裁判官と殆ど変わらず、裁判官との関係はますます緊密になり、考え方もますます裁判官に近づくようになると同時に、一般市民として法律問題を見る視角が失われ、人民陪審員の独立性に対する認識の確立が妨げられるので、人民陪審員による裁判活動への監督・制約機能を有効に果たせなくなる恐れがある (117) 。そして、市民感覚や社会常識を生かして裁判に対する信頼を高め、司法の公正を促進するという人民陪審員制度本来の意義・目的に適っていないことも指摘されている (118) 。

7. 人民陪審員制度の改善及び課題

(1)「決定」の実施と成果

「決定」が2005年に施行されてから、中国的な特色を持つ人民陪審員制度は長足の発展を遂げ、著しい成果を収めていると思われる (119)。全人代内務司法委員会の研究調査によれば、「決定」の実施情況は全体的に良好である。とくに人民陪審員の選任手続と管理制度の整備、参審能力の増強、及び活動経費の保障などにおいて一層な進展を見せた。

「決定」の実施効果としては、まず、人民法院を悩ましている「案多人少」(事件が多く裁判官が少ない)という矛盾をある程度緩和したことが挙げられる。近年、経済の高度成長に伴い、新たな社会問題や多様な紛争も急増し、人民法院の対応能力をはるかに超え、人民法院にとっては新たな試練となった。人民陪審員の充実が裁判官の人手不足を補う役割も期待された。「決定」の実施は基層人民法院にとってまさしく朗報であった。人民陪審員が合議体の構成員として事件の審理に参加する現実的な役割は、司法の民主化を促進するなどの政治的意義よりもはるかに重要であり、人

民陪審員制度の最大な価値でもあるというような論調も出されたほどであっ た(120)。また、司法の公正の促進、調停成功率の上昇、人民法院に対する 一般市民の理解の増進がよく挙げられている(121)。人民陪審員の参審は、 裁判所と当事者を除く第3者として裁判を監督する役割を果たすことがで き、裁判が公正に行われることを推進する効果が肯定された(122)。そして、 人民法院は、事件の特徴に合わせて相応する専門知識などを持つ人民陪審 員を参審させることがあるため、合議体の親和性や説得力を強めることが できただけではなく、訴訟の調停率や取下げ率を高めることもできた(123)。 人民陪審員が参審した裁判の80%以上は調停で結了しており、民事訴訟、 刑事自訴事件及び刑事付帯民事事件における人民陪審員の役割が顕著であ る (124) 。とくに知的財産権、労働紛争、婦人児童権利利益、未成年犯罪と いった専門分野の裁判において、特定の専門知識を有する人民陪審員は、 裁判官の専門知識の不足を補完し、紛争の適切な処理を促すために大きな 役割を果たしている(125)。そして、人民陪審員が参審した裁判や参加した 調停においては、当事者がより協力的な態度を示すことが多く、判決また は調停協議に納得する割合が比較的高く、社会効果が比較的良いという調 査結果もあった (126)。

人民陪審員は、裁判所と社会との「掛け橋」として、一般市民に対する法律知識の普及、人民法院に対する一般市民の理解の増進とその信頼の向上に資する効果も明らかである。江西省吉安市中級人民法院が2007年に100名の人民陪審員と52名の裁判長を対象としたアンケート調査によると、人民法院のイメージについては、裁判活動に参加する前に、33.8%の人民陪審員は余り知らない、25%の人民陪審員は裁判所の公開・公正性が不十分であると思い、7.4%の人民陪審員は裁判所の仕事が簡単容易で実入りのいい役職であると思うと答えたが、27.9%がメディアから一面的な情報しか得ていないとして回答を避けた。裁判所の仕事が総じて公正であると思う人民陪審員は5.9%のみであった。しかし、裁判活動に参加した後に、20%の人民陪審員は、裁判所が社会の公平正義を維持するために重要な役

割を果たしていると考え、56%の人民陪審員は、裁判所の公開・公正性及 び透明度がかなり高く、監督メカニズムも健全であると答えた。また、裁 判所の仕事が繁雑で難しく、裁判官の職務が大変でプレッシャーが大きい と思う人民陪審員も46%であった(複数回答)。そして、83.8%の人民陪 審員と84.3%の裁判長は、人民陪審員制度が人民法院に対する民衆の理解 と支持の増進、司法に対する信頼感の向上に有利であることを認めた。人 民法院に対する認識の改善と司法に対する信頼感の増強は、人民陪審員の 法律知識を学ぶ意欲も促した。すべての人民陪審員は、余暇時間で人民陪 審員の研修教材や法律等を自学したり、法律類の書籍、新聞及び雑誌を閲 読したりしていると答え、大学法学部の通信教育課程に入った者もい た(127)。このように、人民陪審員の役割が、裁判所の「減圧員」(裁判官 不足のプレッシャーを軽減できること)、紛争解決の「調停員」、専門知識 の「相談員」(各領域の専門家が人民陪審員になっているため、専門知識 と技術の助言ができること)、裁判活動の「監督員」、法律教育の「宣伝員」、 社会と人民法院との「連絡員」というイメージ豊かな「6員」にまとめら れている(128)。

(2)今後の課題

「決定」の実施は、低迷状態にあった人民陪審員制度に新たな活力をもたらしたが、残された課題も少なくない。第1に、人民陪審員の参審率は総じて高くなく、とりわけ刑事事件の参審率は低下し続けている(129)。「決定」施行後の5年間、全国の人民陪審員は5.7万人から7.7万人に増員し、194.74万件の裁判に参加し、基層人民法院の一般手続に基づく第一審事件の19.5%を占めたが(130)、2008年から2010年までに、全国で約8万人になった人民陪審員が178.43万件の裁判に参加し、一般手続に基づく第一審事件総数の27%を占めた(131)。2011年には大きな変化が見られ、8.3万人に達した人民陪審員が111.6万件の事件に参審し、一般手続に基づく第一審事件総数の46.5%を占めるようになった(132)。ただし、江蘇省基層人民法院の

ように、89% (2012年2月時点)の参審率 (133) を、江西省永新県人民法院と湖南省醴陵県人民法院のように、100%の参審率 (2011年より) (134) を実現したところがあれば、河南省永城市人民法院のように15% (2009年時点)の参審率 (135)、甘粛省基層人民法院のように、8% (2009年時点)の参審率 (136) しかないところもあるので、地方人民法院の間における参審率の不均衡も顕著な問題である。ちなみに、刑事事件の参審率は46.37% (2005年~2007年)から29.4% (2008年~2010年)までに低下した (137)。広西壮族自治区欽北区人民法院のように、行政事件を人民陪審員の参審範囲から除外した基層人民法院もある (138)。また、前述したように、一定の官職を担当する多忙な「役人陪審員」らは、裁判の参加に欠席することが多いため、人民陪審員の「官員化」「行政化」「都市化」の傾向も参審率低下の傾向に拍車をかけた要因の一つであると指摘されている (139)。

第2に、人民陪審員制度に対する社会認知度も楽観視することはできない。成都市中級人民法院のアンケート調査(2006年)では、人民陪審員制度を知っていると答えた者が37.16%しかない(140)。陝西省鎮安県人民代表大会常務委員会法制工作委員会の調査(2011年)によると、人民陪審員制度を知っている者が非常に少ないほか、県人民法院で行われた人民陪審員裁判のうち、当事者の申立に基づく参審事件は1件もなかった(141)。この問題に対し、2010年5月に開催された全国法院人民陪審業務会議では、人民陪審員制度に対する共産党委員会の指導、人民代表大会の監督、人民政府の支持を獲得し、社会各界の理解及び認知度を高めるために、人民陪審員制度への宣伝を一層強化し、より良好な司法的環境と社会的雰囲気を作り出すよう努力しなければならないと強調された(142)。

第3に、人民陪審員の参審回数不均衡の問題にも大きな改善が見られなかった。約半数の基層人民法院は、事件ごとに人民陪審員名簿からコンピュータ生成による無作為抽出の方法で参審する人民陪審員を選定しているが (143)、その他の基層人民法院では、依然として固定した少数の人民陪審員を直接指定して固定した裁判廷ひいては合議体に参審させている (144)。

例えば、湖南省永州市中級人民法院の調査(2008年)では、年間100回以上参審した人民陪審員がいる一方、1回も参審していない人民陪審員もいる (145)。陝西省高級人民法院の調査(2009年)では、最も多く参審した人民陪審員が3~4年間で948回の裁判に参加したのに対し、人民陪審員総数の16.5%を占める256名の人民陪審員が1度も参審したことがない。人民陪審員の使用には随意性が大きく、「陪審リソース」の浪費をもたらしているといえる (146)。

第4に、人民陪審員制度を実施するための専用資金の着実な保障も重視 すべき問題である。「決定」19条に基づき、「人民陪審員が裁判活動参加に 際し享受すべき補助金は、人民法院及び司法行政機関の人民陪審制度実施 に必要な支出として、人民法院及び司法行政機関の業務経費に算入され、 同級政府財政による保障が与えられる」。最高人民法院の統計によれば、 「決定」施行後の5年間、2.291ヶ所の基層人民法院の人民陪審員経費が同 級人民政府の財政によって確保されており、全国基層人民法院総数の 76.26%を占めている(147)。しかし一方、とくに経済の発展が立ち後れてい る内陸部においては、地方政府の財政能力が限られているので、この規定 を遂行できない基層人民法院も少なくない。例えば、江西省における103 ヶ所の基層人民法院のうち、46ヶ所の基層人民法院の人民陪審員経費が同 級政府の財政予算に算入されておらず、算入されたその他の基層人民法院 の大部分にも全額支給されることができない (148)。 甘粛省の基層人民法院 では、裁判官の給与や日常の業務費用さえも保障できないので、人民陪審 員の参審活動、職務研修等の経費を確保するのが非常に困難である。同級 政府の財政予算から人民陪審員の専用資金を与えられている基層人民法院 はごく少数であり、大部分の基層人民法院は、日常の業務経費からむりや り人民陪審員への参審手当を捻出しているが、経費の不足のため、人民陪 審員の勤務先に参審手当を支給させるか、全く参審手当を支給しない基層 人民法院もある(149)。陝西省における107ヶ所の基層人民法院のうち、 2009年時点で人民陪審員制度を実施するための経費を確保したのが20ヶ所 しかなく、部分的に確保したのが44ヶ所であり、確保していないのが43ヶ所もある (150)。同省漢陰県人民法院は、日常の業務費用が不足しているため、限られた訴訟費用から人民陪審員への参審手当を補助せざるを得ない (151)。「意見」20条1項により、「人民陪審員が裁判活動に参加することにより支出する交通費、食費等の費用は、人民法院が現地の出張旅費支払基準に照らして補助する」ことになっているが、各基層人民法院の財力の差異によって補助金の基準が統一されておらず、1事件につき5元から50元まで補助金がまちまちである。人民陪審員に全く補助金を支払ったことがない基層人民法院も30ヶ所がある。活動経費の不足は、人民陪審員の裁判参加意欲にも直接影響し、すでに人民陪審員制度の有効な運用を妨げる「ネック」となっている (152)。

(3)「人民陪審法」制定の動きと人民陪審団制度の試み

「決定」及びそれに基づいて発布された一連の司法解釈と行政規則などは、いったん衰えた人民陪審員制度を建て直すためには重要な役割を果たしてきたものの、ひっきょう一種の過渡的な措置ともいえる。「決定」の運用から積み重ねられた経験等を総括しつつ、人民陪審員制度を新たに見直したうえ、正式の人民陪審員法を制定する必要性もすでに法学界から提起され、活発な議論が展開されている(153)。「人民陪審法」(学者建議稿)も出され、人民陪審員と人民陪審団及び専門家陪審員からなる「三位一体」の人民陪審制度が提案されている。具体的には、人民陪審制度は人民陪審員制度、人民陪審団制度及び専門家陪審員制度を含むものとする。①基層人民法院には人民陪審員制度を設け、現行の参審制を実行する。人民陪審員の任期は3年とし、再任は2期を超えてはならない。人民陪審員の参審回数は年に5回に限定する。②専門家陪審員制度が特殊の参審制として各級の地方人民法院に設けられる。対象事件の範囲は、専門知識や特殊な経験法則を必要とし、しかも重大な公益に係わる一部の裁判に限定される。例えば、民事訴訟の場合は、医療過誤または環境汚染をめぐる損害賠償事

件、知的財産権事件、建設工事契約事件、手形・証券権益紛争事件、海商 海事紛争事件、労働契約紛争事件などである。刑事訴訟の場合は、未成年 者犯罪事件、医療行為による致死または重傷事件、交通事故による致死ま たは重傷事件、金融犯罪事件、手形・証券犯罪事件、知的財産権侵害事件、 環境資源保全破壊事件、コンピュータ犯罪事件、重大責任事故犯罪事件な どである。行政訴訟の場合は、特許、金融、税務、環境及び資源保全、衛 生、食品薬品安全、交通に係わる行政管理事件である。各級の地方人民法 院は、関係機関や組織及び学術団体の推薦または人民陪審員の担当条件に 合致する本人の申請を受け、事件類別の専門家陪審員名簿を作成する。各 級の地方人民法院に設置された専門家陪審員選任委員会は、この名簿から 適任の専門家陪審員を選出し、同級人民代表大会によって任命される。専 門家陪審員選任委員会は、各分野の専門家8人、当該人民法院院長、同級 人民検察院検察長、同級人民代表大会常務委員会委員長、同級司法局責任 者によって構成される。専門家陪審員の任期は3年とし、再任は2期を超 えてはならない。専門家陪審員及び裁判官が、合議体を構成して対象事件 を裁判する場合には、事件の類別によって相応する専門家陪審員名簿から 無作為抽選で専門家陪審員を選出するが、合議体における専門家陪審員の 占める人数の割合は、3分の1を下回ってはならない。専門家陪審員は、 事実の認定、法律の適用について裁判官と同様な評決権を有する。合議体 で事件を評議するときは、多数決の原則を実行する。③中級人民法院には 人民陪審団制度を設け、重大かつ複雑な刑事事件の第一審裁判に適用され る。人民陪審団は、9名の人民陪審員から構成され、事件ごとに基層人民 法院の人民陪審員名簿から無作為で抽選される。人民陪審団裁判は、裁判 官1名と人民陪審員9名からなる人民陪審団によって行われる。両者の役 割分担について、人民陪審団は、犯罪事実の認定について責任を負うが、 裁判官は、法律問題について裁断を下す。人民陪審団は、事実と証拠に基 づき無記名投票の方式で犯罪行為の有無について評決をするが、被告人に 不利な評決は、7票以上が必要である。被告人に有利な評決は、5票以上

が必要である。評議期限の8時間を過ぎた後もこの2つの結果に達せない場合は、「疑わしきは被告人の利益」という原則に基づいて被告人に有利な評決を行う。裁判官は、人民陪審団の評決に従い、無罪判決かまたは有罪の場合における罪責及び刑罰を決める判決を下さなければならない。第二審裁判は、人民陪審団の評決に重大な過誤または過失があると発見した場合以外、人民陪審団の評決を覆すことができない (154)。

近年、人民陪審団制度を試行する地方人民法院も現れ、河南省はその先駆けとなった (155)。2009年3月、同省高級人民法院は、刑事裁判において人民陪審団制度を導入し、「刑事裁判における人民陪審団制度の執行方案」を発布した。人民陪審団の試行先は、鄭州市、開封市、新郷市、三門峡市、商丘市、駐馬店市の中級人民法院と指定された。2010年3月、同省高級人民法院は、「人民陪審団制度の展開に関する意見(試行)」を発布し、この制度が省内各級の人民法院に全面導入されたほか、一部の行政裁判にも適用されるようになった。

人民陪審団制度の特色と言えば、まず、人民陪審団制度は、主に刑事事件及び一部の行政事件の裁判に適用されるが、具体的には、グループ(群体)の利益に係る重大な社会的影響がある事件、当事者間における紛争の激化が社会の安定に影響を及ぼした事件、社会各方面に広く注目される事件、当事者が直訴や告訴を繰り返した事件、検察機関の提出した証拠が不十分で無罪判決を下す可能性がある事件、被告人やその弁護人が無罪を主張し、かつ一定の証拠や根拠を示した事件、公共事務や公共の利益に係る重大な事件、住宅の立退きや土地の収用及び環境保全などによって引き起こされた集団的事件、当事者が人民陪審団の参加する裁判を申し立てた事件などである。また、人民陪審団の参審を適用する刑事事件に関しては、高級人民法院は5件、中級人民法院は10件、基層人民法院は5件を下回ってはならないという年間数字目標も掲げられた。

次いで、人民法院は、所属職場、村民委員会または住民委員会などの基 層組織、人民代表大会代表または政治協商会議委員より推薦され、または

自ら申請した人民陪審員を務める条件(23才から70才までの品行方正で刑事罰を受けたことがないこと、裁判活動への参加に熱心であること)に合致した者から500人を下回らない人民陪審団候補者名簿を確定する。人大代表や公務員などの公職人員が占める割合は30%を超えてはならない。ちなみに、人民陪審団候補者となる学歴条件が中卒以上に緩和された。

さらに、人民法院は、事件ごとにこの人民陪審団候補者名簿から20~30名を無作為抽出し、諸般の事情を考慮したうえ、最終的に9~13名の人民陪審団構成員を選定する。2009年6月から2010年3月まで、人民陪審団の試行先が6ヶ所の中級人民法院、46ヶ所の基層人民法院に拡大され、人民陪審団候補者名簿は2.4万人以上に達した。このうち、すでに1,000人以上の人民陪審団構成員は、107件の刑事裁判に参加した。

また、人民法院は、対象事件について公判期日前に、事実の概要や適用 法律及び証拠規則などに関する必要な指導や解釈を人民陪審団構成員に対 して行うことができる。人民陪審団構成員は、法廷に設けられた専用の傍 聴席で裁判を傍聴するが、裁判長を通じて書面で被告人に質問することも できる。法定審理が終わった後、人民陪審団は、対象事件に係わる事実の 認定、法律の適用及び量刑などをめぐって討論を行い、無記名評決で決定 した書面による意見書を裁判長に提出しなければならない。裁判官が合議 体で対象事件を評議するときは、人民陪審団の意見を慎重に考慮しなけれ ばならない。採用された意見を評議の記録に書き入れなければならない。 合議体の意見が人民陪審団の意見と一致しない場合は、裁判委員会に報告 して討議に付さなければならない。商丘市人民法院の例を見れば、人民陪 審団の参審を適用した39件の刑事裁判のうち、人民陪審団の意見が全面採 用されたかまたは部分採用されたのは32件あり83%を占めた。

全国でも大きな反響を呼んだ人民陪審団制度の評価については賛否両論がある。河南省高級人民法院院長の張立勇氏は、人民陪審団制度が人民陪審員の選任範囲が狭く、広汎な民意を取り入れられない「エリート化」傾向を補足できること、人民陪審員の「只陪不審」や「審而不議」によって

人民陪審員と裁判官に基づく合議体の評議が形式に流れてしまう「陪席化」 現象を根絶できること、人民陪審員が相対的に固定されている「準裁判官 化」のため、各方面の人脈、権力及び人情からの圧力を受けやすく、公正 に職責を行使することがなかなか難しいという問題を解決できること、法 廷において優勢にある公訴側に一定の牽制を形成して司法の公正を促進で きること、裁判活動の公開性及び透明度を高められること、市民の裁判を 知る権利、裁判に参加する権利、意見を表現する権利、裁判を監督する権 利を最大限に保障できることなど、現行の人民陪審員制度における諸欠陥 を補完できるとして、人民陪審団制度を導入した意義を説明したほか、人 民陪審団制度を実施した効果が非常に良好で、社会各界から好評を受けて いることを強調した。全人代の代表でもある張氏は、2012年度の全人代で 人民陪審団制度の確立に関する提案も提出した(156)。また、2012年度の全 国政治協商会議(157)では、河南省人民陪審団制度の実験が司法民主化を進 めるための良い筋道として、事件が多く裁判官の人手が少なく、裁判官の 職務プレッシャーが大きく待遇が低いという現状の改善にも有効であるた め、全国へ推し広めるべきという提案も政協委員から出された(158)。この ほか、人民陪審団の発想から示唆を得たか、最近、広東省東莞市中級人民 法院のように、司法の公開を推進する施策として、敢えて陪審や参審の名 称を避け、社会各界人士から構成された「聴審団」を設立して裁判活動に 参加させ、人民陪審団に類似するような役割を果たしてもらう試みも現れ た(159)。

ところが、法学界では、訴訟法や人民陪審員に関する法律、法規の規定に違背し、現行の人民陪審員制度に打撃を与える恐れがあるほか、諸外国の陪審制にも参審制にも似つかない「出所不明」の人民陪審団制度については総じて否定的な見方が多く、「四不像(シフゾウ)」とも揶揄された(160)。人民陪審員から人民陪審団へという河南省の模索は、果たして中国の実情に適合する市民裁判参加の新しいモデルになるのか、注目されるところである。

2008年3月、最高人民法院と欧州連合及び国連開発計画機構(UNDP) との合同プロジェクトである「人民陪審員制度研究プロジェクト」が開始 され、蘇州市呉中区人民法院が試行裁判所として選定された。3年間の実 践を経て形成された「呉中モデル」の経験と特色は主に次の諸点に総括さ れている。まず、人民陪審員の構成、定員、選任方法及び無作為抽選等に 関する具体的運用を改善し、例えば、人民陪審員の選任条件については大 衆性と専門性とのバランスを図ること、定員の拡大(10名から80名に増員) によって人民陪審員が本職を遂行することと陪審率を高めることとのバラ ンスを図ること、人民陪審員の構成に関しては学歴と職業及び年齢とのバ ランスを図ること、人民陪審員に対する選定時宣伝と日頃宣伝とのバラン ス、現職人民陪審員と予備人民陪審員とのバランスを図ることなどによっ て、人民陪審員の能動性を引き出すと同時に、当事者や民衆に人民陪審員 の実際な役割を示すことができる。次いで、人民陪審員の参審権を細分化 することによって人民陪審員と裁判官との関係をはっきりさせ、裁判活動 における人民陪審員の役割を発揮させるための制度的保障を提供する。さ らに、人民陪審員の職務遂行に関する規則と制度を整備することによって、 人民陪審員の自主的管理を実現するとともに、職務研修及び考査を強化し て人民陪審員の参審能力を高める。また、人民陪審員の職務行使に有利な 社会的環境の形成を努めると同時に、人民陪審員制度の政治的、社会的機 能を生かし、司法と社会との橋渡しや法律知識の普及教育といった領域に おける人民陪審員の多様な役割も重視する(161)。この「呉中モデル」の経 験は、国連開発計画機構及び最高人民法院から高い評価を受けたと同時に、 2010年5月に開催された全国法院人民陪審業務会議においても報告され、 全国で推し広められるようになった (162)。最高人民法院院長の王勝俊氏は、 「呉中モデル」について、呉中区人民法院が司法の人民性、能動性に基づ き、人民陪審業務を推進し、人民陪審員の役割を生かせ、模索しながら一 連の効果的な措置及び成功した経験を形成していると高く評価した(163)。 しかし一方、人民陪審員の真の価値が、重大事件の裁判における実質的役

割を果たすことにあるかそれとも定員数の増加や参審率の向上にあるかといった問題については、「呉中モデル」から必ずしも納得のいく回答を得られたとは言えないという疑問もあった (164)。部分的な実験としての「呉中モデル」は、果たして全国の地方人民法院に適用できるような普遍性を有するものであるか、また今後の制度運用及びより広い範囲での実践と模索に待つほかない。

おわりに代えて

本稿では、これまでアメリカ、日本及び中国における市民の裁判参加の 特質について比較法の視点から考察を行ってきた。陪審制の典型ともいえ るアメリカでは、事件ごとに有権者から無作為に選ばれた12名の陪審員の みが裁判に立ち会い、刑事事件においては犯罪事実の認定とそれに基づく 被告人の有罪・無罪を評決するが、法解釈と量刑は裁判官が行う。民事事 件においては、事実問題について被告の損害賠償責任の有無と範囲を判断 する。日本の裁判員制度は、法定刑の重い重大な犯罪について、事件ごと に有権者から無作為に選出された6人の裁判員が、3人の裁判官と協働し て有罪・無罪と量刑を評議する、一種の陪審制的な要素を併せ持った日本 型の参審制であり、「これまでの日本の刑事司法のあり方を反省して欧米 の陪審制や参審制の美点を学んだ|「新しい独特の発明|(165)とも評される。 中国の人民陪審員制度は、社会への影響が比較的大きな刑事、民事、行政 事件について、事件ごとに所定の手続により選定された基層人民法院の人 民陪審員名簿から無作為に選任され、合議体構成員の3分の1を下回らな い人数の人民陪審員が、裁判官と同等の権限を持って裁判活動に参加し、 事実認定と法律適用についての評決権を独立して行使するという社会主義 中国的な特色を持つ参審制である。

米日中三国における市民の裁判参加制度は、いずれも自国の歴史や法文

化に支えられているものと思われる。それぞれの国の独自の歴史はそれぞれ の法文化を孕んだが、「一般市民の法や裁判についての価値観や評価 | (166) という法文化の定義を使い、米日中三国における市民の裁判参加の歴史や 意味を法文化論的に考えてみれば、アメリカでは、陪審制は宗主国のイギ リスから継受したものの、当初は重要な地位を占めていたわけではない。 18世紀半ばの独立革命期において、イギリス国王の任命した検察官と裁判 官が裁判を主宰していた中、同じ植民地人から構成された陪審制は、イギ リスの圧制に抵抗する手段として、植民地の人々の権利と自由を守る役割 を果たしてきた。司法への不信感が陪審制の発達を後押ししたといってよ い。日本では、「日本の長い歴史の中で、裁判は常に上位者による裁きで あって、自らが参加するものではありえないという意識が育まれてきたこ とが特徴として挙げられる。そのような意識の形成には、…同輩者による 裁判の伝統、みずから仲間裁判に参加するという伝統が、わが国の歴史上 ほとんど存在しなかった」。「それどころか、国民一般の司法への信頼感、 とりわけ裁判官や検察官の優秀性・清廉性への強い信頼感によって、その ような法意識は、いっそう強化されている可能性もある「いっと考えられ る。封建専制の歴史が長い中国でも、裁判が「官衙の役人」に属する専権 である観念が依然として根強く残っている。この歴史的な「お上意識」は、 日中両国が陪審員のみで罪状の有無を認定する陪審制ではなく、職業裁判 官と一般市民がともに裁判を行う参審制を選択した一因であるといえるか もしれない。

司法に対する国民の信頼感の存在は、日本において「精密司法」と呼ばれる専門的で緻密な裁判実務のあり方を一層深める効果を生み、司法は国民の感覚からかけ離れているものとなった。裁判員制度は、こうした過度な「司法の専門化」による欠陥を補完するために導入されたものでもある。この点は、アメリカにおいて司法権の暴走を制御する「安全弁」として陪審制を形成してきたこと、中国において人民司法という社会主義司法原則が人民陪審員制度の導入に導いたことと著しい対照をなしている。中国の

司法実務においては、むしろ「人民司法」の理念に基づく「司法の大衆化」によってもたらされた法的専門性の不足が当面の課題であると思われ、そもそも「司法の専門化」が手薄な人民法院に人民陪審員制度を導入しても、素人の欠陥が素人によって是正されることはありえないから、現段階の中国では、「司法の民主化」への要請よりも、むしろ「司法の専門化」のほうが主導的な需要ではないかと力説する学者もいるが (168)、一理あるように思われる。

法社会学者の六本佳平氏が法使用について示したモデル (169) を、市民の 刑事司法参加についての法文化論的分析に応用した比較法文化学者である 青木人志氏の分析によると、国民の司法参加への「動機づけ」に影響する 諸要因としては、人格因子(パーソナリティ、法観念)、資源因子(知識、 経験)、環境因子(制度化状況)、法制度因子(裁判所手続、法役務、法律 相談所、コスト・効果・煩雑さ)が挙げられる(170)。「これらの諸要因が、 裁判や法律と一般国民との距離を遠ざけ、日本における市民の刑事司法参 加への『動機づけ』を弱めていたと理解することが可能である」(171)。実 際、裁判員制度の導入が決まった後も、各種の意識調査の結果を見れば、 いずれも「消極派」が過半数を超え、参加意向を示した者の大多数も、そ れが国民の義務であるから仕方なく参加すると答えた(172)。「ましてや、 従来の刑事訴訟のあり方に自信を持っていた実務経験者からは、裁判員制 度への極めて強い批判や懐疑が繰り返し表明された | (173) 。これに対し、 社会主義中国においては、人民の司法参加を実現するための人民陪審とい う伝統が革命根拠地時代から形成されており、人民陪審員制度は、多くの 紆余曲折がありながらも、社会主義司法制度の構成部分として存続してき た。このため、一般市民が人民陪審員として裁判に参加することには総じ て積極的な態度を示している。

もちろん、法文化は決して一定不変のものではなく、歴史的に形成され 変容していくものである。日本においても「裁判員制度が実際に始まった 後の、一般国民の法文化の変化には、注目すべきものがある。多くの批判

や不安とともに始まった裁判員制度は、少なくとも開始直後は、予想外に好意的に受け入れられている」(174)。例えば、裁判員制度が始まって3年を経過した2012年5月までの報道を見る限り、裁判員を務めた人々の約半数が参加前には消極的であったが、参加後は95%以上の人がその体験を肯定的に受け止めている(175)。そして、控訴審の1審判決破棄率は、裁判員制度導入前よりも大幅に減少し、国民の判断を尊重する傾向が現れた(176)。「国民の司法参加は、予想を超える速度で定着しているようにみえる」(177)が、そこには「重くゆっくりした、しかももはや止めることのできない」「国民の法意識の変化の始まり」(178)があり、市民が主体的に司法と関わる意識を持つようになってきていると言える。日本型参審員を「裁判員」と名付けた松尾浩也氏も、「司法への国民参加は日本の一つの文化にもなりつつある」(179)と見ている。

しかしながら、政治体制や文化伝統を異にする米日中三国において、国 民の法意識の変化とは別次元にある司法的・政治的要因も市民の裁判参加 を実現させる直接の力になったと考えられる。アメリカでは、陪審制が単 なる司法制度を超えて、民主主義の根幹をなす重要な政治制度として、国 家権力の濫用から市民を守る防波堤のような役目をしながら発展してきた ことがよく知られたところである。日本の裁判員制度も、司法の病弊を解 消して司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するための司 法改革の一環であり、政治的制度としての側面が強い。そして、人民陪審 員制度は、もともと人民司法というイデオロギーによる産物であり、人民 が国の主人公になることを実現させる重要な手段として、中国的な特色の ある社会主義司法制度及び社会主義民主政治制度であると位置づけられて いる。

確かに、米日中三国の市民裁判参加を比較したとしても、「前提となる 国情が違うので、どの制度が一番優れているか、という議論をするのは困 難である。ただ、どのような経緯で、それぞれの制度が作られ、それに対 してそれぞれの国の国民がどのような意識を持っているのかを…理解し合 うことは、私達の相互理解にとって不可欠である」⁽¹⁸⁰⁾ という見解には筆者も共感を覚える。それぞれの国で「裁判への市民参加」を実現するために歩んできた多様な道程を「他山の石」として比較検討することは、それぞれの市民裁判参加制度を自国の実情や法文化に最も適合する「ベストモデル作り」のためにも不可欠であろう。

注:

- (1)最高人民法院副院長・沈徳咏「全国人民代表大会常務委員会関於完善人民陪審制度的決定」答記者問(2004年8月)。
- (2) 韓玉勝、史丹如「司法における民主主義と民主主義の司法――刑事訴訟における人民陪審員制度の現状と課題」、後藤昭編著『東アジアにおける市民の刑事司法参加』所収(国際書院、2011年) 125~126頁。
- (3)殷小唯「中国特色陪審制度:在前行中完善」、「法制与新聞」2005年6月号4頁。
- (4)第一回全国法院人民陪審員工作会議(2007年9月3日)における最高人民法院院長・肖楊の発言による。王闘闘「細数人民陪審員制度近80年風雨歴程」、「法制日報」2007年9月6日。
- (5) 肖揚「学習貫徹全国人大会常委会決定 認真落実人民陪審員制度」(2004年 8月31日)。
- (6) 通山昭治「54年憲法下の中国人民参審員制度(上)」、「九州国際大学法学論集」第12巻第1号(2005年)2~3頁、28頁。
- (7) 簫伯符『中国法制史』(人民法院出版社、2003年)398頁。
- (8) 陳衛東「人民陪審員制度の歴史的発展と運用の現状」、後藤昭編著『東アジアにおける市民の刑事司法参加』所収(国際書院、2011年)65~66頁。
- (9) 張晋藩『中国法制史』(群衆出版社、1985年) 503頁。
- (10) 朱景文「現代中国陪審制度の変遷およびその社会文化的背景」、後藤昭編著 『東アジアにおける市民の刑事司法参加』所収(国際書院、2011年) 245頁。

- (11) 王敏遠「人民陪審制度及其完善」、「法学研究」1999年第4号29頁。
- (12) 張光雲「中国の人民参審員制度の沿革と概要―日本の裁判員制度との比較―」、「専修総合科学研究」第17号(2009年)260頁。
- (13) 熊秋紅「司法公正与公民的参与」、「法学研究」1999年第4号62頁~63頁。王 敏遠・前掲注(11)30頁。
- (14) 朱景文・前掲注(10) 246頁。
- (15) 李飛「朝陽法院『訴訟爆発』現象調査」、「人民法院報」2005年7月12日。呉 丹紅「中国式陪審制度的省察」、「法商研究」2007年3月号131頁~137頁。
- (16) 「法制日報」(2007年11月19日~12月3日) で連載された寧夏、雲南、貴州、新彊、甘粛、西、四川、広西などの省・自治区における調査による。なお、彭小龍「人民陪審員制度的復蘇与実践:1998~2010」、「法学研究」2011年1月号19頁。
- (17) 阿計「人民陪審員制再踏破氷之旅」、「民主与法制」2004年5月下半月刊4~ 7頁。
- (18) 岡村志嘉子「人民参審制度の歴史と現状」、「ジュリスト」 2000年4月15日(No.1176) 82頁。
- (19) 王新環「公民参与人民陪審員制度的価値何在?」、「法制与新聞」2005年6月号7頁。何兵「人民陪審員制度是人民需要的制度」、「法制与新聞」2005年6月号9頁。
- (20) 張涛「選用人民陪審員中存在的問題及対策」、「政治与法律」1993年3月号61 頁。
- (21) 王闘闘・前掲注(4)。
- (22) 阿計・前掲注 (17)。
- (23) 王新環・前掲注(19)。
- (24) 韓玉勝、史丹如・前掲注(2)131頁。
- (25) 阿計・前掲注 (17)。
- (26) 何兵『現代社会的糾紛解決』(法律出版社、2003年) 38頁。
- (27) 最高人民法院副院長・沈徳咏「関於完善人民陪審員制度的決定(草案)的説
- 173 Kumamoto Law Review, vol.126, 2012

明一2004年4月2日在第10届全国人民代表大会常務委員会第8次会議上」、「全国人民代表大会常務委員会公報」2004年6月号464頁。

(28) 再建説の論拠は、おおむね以下のとおりである。①人民陪審員制度は、司法の民主、司法の公正、司法の廉潔を促進するために有益である。②人民陪審員制度は、司法の独断専行を予防し、裁判官の責任感を増強することによって誤判を減らすことができる。③人民陪審員として裁判活動に参加することを通じて、一般市民の間に法律の知識を普及させることができる。④裁判官が不足している状況を補足することもできる。なお、施鵬鵬『陪審制研究』(中国人民大学出版社、2008年)209頁~210頁。張朋朋「我国陪審員制度存在的問題」、「江蘇法院網」(2012年1月31日)

http://www.jsfy.gov.cn/llyj/xslw/2012/01/31135949251.html

- (29) 廃止説の論拠は、おおむね以下のとおりである。①人民陪審員制度は、その憲法上の根拠を欠いている。②人民陪審員は、法律の素人であるので、裁判の質に影響を及ぼす。③人民陪審員制度は、多くの時間や費用を費やすため、そもそも余裕のない司法経費に負担を増やす。④司法実務においては、人民陪審員制度が名ばかりの存在に過ぎなく、市民の裁判活動への監督という役割を果たしていない。なお、同右注。
- (30)「中国陪審制度研究」課題組「中国陪審制度研究——以成都市武候区人民法院陪審工作為対象」、「法律科学」(西北政法大学学報)2008年6月号128頁。何家弘主編『中国的陪審制度向何処去』(中国政法大学出版社、2006年)331~332頁。秦平「陪審団制能否落戸中国」、「法制日報」2004年2月26日。張朋朋・前掲注(28)。
- (31) 範愉「『呉中模式』:探索与希望」、「人民法院報」2010年3月18日。
- (32) 肖揚・前掲注(5)。
- (33) 肖揚・前掲注 (5)。沈徳咏・前掲注 (1)。
- (34) 中国法律年鑑編集部『中国法律年鑑 (2011年)』(中国法律年鑑社、2011年) 193頁。
- (35) 肖揚・前掲注(5)。

- (36) 施鵬鵬・前掲注(28) 197頁。
- (37) 張澤涛「陪審制度的缺陷及其完善」、「華東政法大学学報」2009年1月号44~45頁。
- (38)「中国陪審制度研究」課題組・前掲注(30)133頁。
- (39) 莫衛修「西部山区法院人民陪審員工作存在的問題及対策」(2009年5月7日)、 丁偉「浅論人民陪審員制度的立法缺陥及完善」(2009年4月7日)、黄素英「我 国人民陪審員制度的現状及完善建議」(2009年3月25日)、銭駿「関於人民陪審 員制度実施情況的分析与思考」(2009年5月14日)、「中国法院網」 http://www.chinacourt.org
- (40) 袁定波「最高人民法院:人民陪審員制度遭遇四道坎」、「法制日報」2008年5月9日。趙陽「我国人民陪審員与法官同権断案 半数法院随機抽取」、「法制日報 | 2011年2月15日。
- (41) 袁定波・同右注。
- (42)「衡陽中級人民法院建議完善関於人民陪審員参審案件範囲的規定」(2009年 2 月13日)。http://blog.sina.com.cn/s/blog_4d8241b50100bupu.html
- (43) 連継民ほか「公民代表:帯来朴素民意」、「法院院長:符合法律精神」「専家: 実施効果有待進一歩観察」、「民主与法制」2009年第13号 4 ~ 9 頁。
- (44) 阿計・前掲注(17)。
- (45) 祁雲奎・張華「4年参審898案」、「中国法院網」(2009年4月8日) http://www.chinacourt.org
- (46) 蒋徳「人民陪審員論壇観点碰撞強烈」、「山東法制報 | 2006年 5 月24日。
- (47) 阿計・前掲注(17)。
- (48) 沈徳咏・前掲注(27) 465頁。
- (49) 行政処罰は、行政機関が行政法規範に違反した個人または組織を懲戒する一種の行政行為であり、具体的には行政処罰法や治安管理処罰法などによって定められている。詳しくは、拙稿「中国における治安管理処罰法の制定と行政処罰制度の改革」(『熊本法学』第112号)を参照されたい。
- (50) 沈徳咏・前掲注(27) 465頁。
- 171 Kumamoto Law Review, vol.126, 2012

- (51) 張光雲・前掲注(12) 269頁。
- (52) 徐来「人民陪審員明年1月選任 培訓管理方法近日将出台」、「法制日報」 2004年12月21日。
- (53) 呉坤「曾終止審議的『関於完善人民陪審員制度的決定(草案)』重新提請審議」、「中国人大」2004年6月号。李飛ほか「案件陪審3年間」、「人民法院報」 2008年5月6日。
- (54) 塗文「我為甚麼当不了『人民陪審員』?」、「廉政瞭望」2005年5月号。
- (55) 周艷梅「落実人民陪審員制度的調研報告」、「広西法制網」(2011年 5 月26日) http://www.gxfzw.com.cn/news/news_show.asp?id=122014
- (56) 馬如剛、龍清隆「湘西少数民族貧困地区実施人民陪審員制度問題探討」、「湘西法院網」(2010年11月11日)

http://xxzy.chinacourt.org/public/detail.php?id=1099

- (57) 姜雪麗「国家統計局:2005年末中国人口達13.0756億」 http://www.southcn.com/news/china/zgkx/200603170071.htm
- (58) 施英「『関於完善人民陪審員制度的決定』実施良好」、「人民法院報」2008年12 月2日。
- (59) 甘粛省高級人民法院法官処「甘粛省人民陪審員制度実施情況的調研報告」、 「甘粛平安網」(2010年1月14日)

http://www.legaldaily.com.cn/dfjzz/content/2010-01/14/content_2026445.htm?node=21022

- (60) 周艶梅・前掲注 (55)。
- (61) 雲南省大理白族自治州中級人民法院研究室「対人民陪審員制度運行情況的思考-以我州法院人民陪審員制度施行現状為視角」、「雲南法院網」(2011年 6 月 30日)http://www.gy.yn.gov.cn/article/sflt/fglt/201106/23716.html
- (62) 呉丹紅·前掲注(15) 131頁~137頁。張澤涛·前掲注(37) 47頁。劉偉華「当前人民陪審員的選任存在『三大誤区』」、「中国法院網」(2009年3月20日) http://www.chinacourt.org。李琳萍、謝斌「試論人民陪審員制度改革和完善」、「中国法院網」(2011年7月4日)、

http://old.chinacourt.org/html/article/201107/04/456495.shtml

- (63) 柯尚清「浅談人民陪審員制度的価値与完善」、「論文図書館」(2012年 3 月20日) http://www.lwlib.com/html/faxuelunwen/faxuelilun/2012/0320/205410.html。 http://www.lwlib.com/html/faxuelunwen/faxuelilun/2012/0320/205410.html。 http://www.chinacourt.org。
- (64) 王闘闘・前掲注(4)。
- (65) 陳麗平「代表建議修改関於完善人民陪審員制度的决定 内司委認為可暫不作 出修改」、「法制日報」2012年2月18日。
- (66) 保山・阿計「農民工担任陪審員 創新還是做秀」、「民主与法制」2007年5月 下半月刊12~14頁。
- (67) 呉丹紅・前掲注(15) 131頁。張澤涛・前掲注(37) 46頁。陳衛東・前掲注 (8) 72頁。
- (68) 施鵬鵬・前掲注(28) 199頁。陳衛東・前掲注(8) 73頁。
- (69) 會暉、王筝「困境中的陪審制度——「法院需要」籠罩下的陪審制度解読」、「北大法律評論」第8巻1号(2007)47~48頁。
- (70) 陝西省法院法官法警管理処「陝西省落実人民陪審員制度的情況総結」、「陝西 法院網」(2009年 3 月17日) http://www.legaldaily.com.cn/dfjzz/content/2010-01/14/content 2026445.htm?node=21022
- (71) 李琳萍、謝斌・前掲注(62)。
- (72) 翁貞、王慧群「人民陪審員制度的回顧与展望——以人民陪審員制度在基層法院 的 適 用 為 視 角 」、「 北 大 法 律 網 · 法 学 在 線 」 (2011 年) http://article.chinalawinfo.com/Article_Detail.asp?ArticleID=59635
- (73) 吳丹紅·前揭注 (15) 131頁。張澤涛·前揭注 (37) 47頁。李琳萍、謝斌· 前揭注 (62)。王国勇「現行人民陪審員制度的現状及運行情況分析」、「光明網」 (2011年12月5日) http://court.gmw.cn/html/article/201112/05/81932.shtml
- (74) 中国法律年鑑編集部・前掲注(34) 192頁。
- (75) 曹修輝「推進人民陪審制度,促進司法和諧発展」、「蘇仙区法院網」(2010年5月6日)http://sxqfy.chinacourt.org/public/detail.php?id=196
- (76) 殷小唯・前掲注(3)4頁。
- 169 Kumamoto Law Review, vol.126, 2012

- (77) 中国法律年鑑編集部・前掲注(34) 192頁。
- (78) 中国法律年鑑編集部・前掲注(34)193頁。
- (79) 楊維漢ほか「最高法院:人民陪審員配備数量要適当超過基層法院一線法官」 (「新華網」2012年1月3日)

http://news.xinhuanet.com/legal/2012-01/03/c_111359398.htm

- (80) 沈徳咏・前掲注(1)。
- (81)「中国陪審制度研究」課題組・前掲注(30)145頁。
- (82) 徐慶余ほか「江蘇楚州法院『海選』陪審員 『80後』踴躍報名」(2008年9月8日)。張美芳ほか「江蘇海門:人民陪審員海選」(2008年6月20日)。「東方法眼」http://www.dffy.com
- (83) 劉晴輝「対人民陪審制運行過程的考察」、「北大法律評論」第8巻1号(2007年)21頁、36頁。曾暉、王筝・前掲注(69)53~55頁。
- (84) 陳暁英「両名老人民陪審員的努力和困惑」、「法制与新聞」2005年 6 月号12~ 14頁。
- (85) 劉繁栄「我是人民陪審員,我感到無比自豪——訪湖南省新邵県人民法院人民陪審員 劉 初 華 」、「中 国 法 院 網 」 (2012 年 3 月 22 日) http://www.chinacourt.org/article/detail/id/475921.shtml
- (86) 王暁玲「我的人民陪審員経歴」、「法制与新聞」2005年6月号13~14頁。
- (87) 孫盈「華人担当陪審員熱情高」、「中文導報」2009年5月28日。
- (88) 巴占防「人民陪審員参与庭審状況的調研報告」、「東方法眼」(2008年11月19日) http://www.dffy.com。 莫衛修・前掲注 (39)。
- (89) 王国勇・前掲注 (73)。
- (90) 張光雲・前掲注(12) 268頁。
- (91) 張光雲・前掲注(12) 268頁。
- (92)「中国陪審制度研究」課題組・前掲注(30)133~135頁。
- (93) 劉晴輝・前掲注(83) 27~28頁。
- (94) 彭小龍・前掲注(16) 26頁。
- (95) 周泉「探索建立中国特色人民陪審団制度」、「杭州審判」2011年第2号。

- (96) 肖揚・前掲注(5)。
- (97) 劉晴輝・前掲注(83) 29~31頁。
- (98) 劉晴輝・前掲注(83)32頁。
- (99) 劉晴輝・前掲注(83)33頁。
- (100) 劉晴輝・前掲注(83) 18頁、34頁。
- (101) 陳衛東・前掲注(8)71頁。
- (102) 劉晴輝·前掲注(83) 19頁、35頁。劉晴輝「対中国陪審制度的実証研究—以 某市基層法院為視角」、「四川大学学報」2007年第1号135頁。
- (103) 曾暉、王筝・前掲注(69)46~49頁。
- (104) 白龍「三問人民陪審員制度」、「人民日報」2010年5月26日。
- (105) 阿計・前掲注 (17)。
- (106) 沈徳咏・前掲注(1)。
- (107) 彭小龍・前掲注(16) 26頁。劉晴輝・前掲注(83) 24頁~25頁。
- (108) 韓玉勝、史丹如・前掲注(2)132頁。
- (109) 劉晴輝・前掲注(83)36頁。陳衛東・前掲注(8)71頁。
- (110) 王国勇「当前人民法院在落実人民陪審員制度上的実践探索——以江西省部分法院人民陪審工作実例為様本」、「光明網」(2011年11月30日) http://court.gmw.cn/html/article/201111/30/81723.shtml
- (111) 朱林軍「如東法院六項制度規範人民陪審工作」、「中国法院網」(2010年 1 月 21日)http://old.chinacourt.org/html/article/201001/21/392170.shtml
- (112) 曹修輝・前掲注 (75)。
- (113) 王国勇・前掲注(110)。
- (114) 王国勇・前掲注 (73)。
- (115) 董志新「人民陪審員事業在安陸『開花結果』」、「中国法院網」(2009年4月 1日)http://www.chinacourt.org
- (116) 彭箭「試論我国人民陪審員制度管理模式的完善」、「110法律諮詢網」(2011 年 4 月11日) http://www.110.com/ziliao/article-212345.html
- (117) 劉晴輝・前掲注(83) 35頁。
- 167 Kumamoto Law Review, vol.126, 2012

- (118) 呉丹紅・前掲注 (15) 131頁~137頁。劉偉華・前掲注 (62)。
- (119) 陳永輝「中国特色人民陪審員制度建設取得明顯成効」、「人民法院報」2007 年9月4日。
- (120) 翁貞、王慧群・前掲注 (72)。
- (121) 施英・前掲注 (58)。
- (122) 翁貞、王慧群・前掲注 (72)。
- (123) 王国勇・前掲注 (110)。
- (124) 陳永輝・前掲注 (119)。
- (125)「中国法院知識産権司法保護状況 (2009)、「人民法院報」2010年4月21日。 陳麗平「婦聯系統人民陪審員隊伍初歩建立 顕独特優勢具双重責任」、「法制日報」2010年4月21日。
- (126) 王国勇・前掲注(110)。
- (127) 王国勇・前掲注(110)。
- (128) 陝西省法院法官法警管理処・前掲注 (70)。周艷梅・前掲注 (55)。鄧芳 「醴陵法院人民陪審員参審率達100%」、「中国法院网」 (2012年2月3日) http://old.chinacourt.org/html/article/201202/03/474597.shtml
- (129) 魯少華「蕪湖県法院人民陪審員制度運行情況調査研究」(2012-03-16)、http://fy.wh.cn/NewsContent.aspx?NewsID=4570
- (130) 中国法律年鑑編集部·前掲注(34) 192頁。
- (131) 趙陽・前掲注 (40)。
- (132)「最高法: 我国人民陪審員総数達8.3万人」、「新華網」(2012年 3 月11日) http://news.china.com/focus/2012lh/gdxw/11115477/20120311/17084358.html
- (133) 高元軒「江蘇法院有4244名人民陪審員 超基層法官数一半」、「中新江蘇網」 (2012年3月3日) http://www.js.chinanews.com/news/2012/0303/35925.html
- (134) 張慧斌「永新:科学管理能動陪審」、「中国法院網」(2012年3月19日)http://www.chinacourt.org/article/detail/2012/03/id/475571.shtml。 鄧芳・前 掲注(128)。
- (135) 王莉、包麗「我国人民陪審員制度的現状存在的問題及対策」、「中国法院網」

(2010年2月23日)

http://old.chinacourt.org/html/article/201002/23/396297.shtml

- (136) 甘粛省高級人民法院法官処・前掲注(59)。
- (137) 袁定波・前掲注(40)。趙陽・前掲注(40)。
- (138) 周艶梅・前掲注 (55)。
- (139) 雲南省大理白族自治州中級人民法院研究室・前掲注 (61)。
- (140) 成都市中級人民法院「呈現的実然与回帰路徑——成都地区人民陪審員制度 運行情況実証調査分析」、「人民司法」2006年第7号。
- (141) 寇正民「我県人民陪審員制度貫徹実施情況的調査与思考」、「商洛人大」 (2011年5月6日) http://www.slrd.gov.cn/sl/20115/20110506151626_40.htm
- (142) 中国法律年鑑編集部・前掲注(34) 193頁。
- (143) 王闘闘ほか「人民陪審員 5 年参与審判案件200万」「法制日報」2010年5月15日。王闘闘「聚焦人民陪審員」、「法制日報」2010年 5 月18日。
- (144) 方雷ほか「人民陪審員看陪審制度」、「人民法院報」2007年8月29日。劉新発「我国人民陪審員制度存在的問題及完善」、「法治網」(2012年3月22日)http://www.fzwgov.cn/Article/Html/2012/03/79 392446.html
- (145) 盤樹高「対我市人民陪審員制度実施情況的調査」、「永州法院網」(2008年 9 月 4 日) http://yzzy.chinacourt.org/public/detail.php?id=30
- (146) 陝西省法院法官法警管理処・前掲注(70)。
- (147) 中国法律年鑑編集部・前掲注 (34) 192頁。
- (148) 王国勇・前掲注(110)。
- (149) 甘粛省高級人民法院法官処・前掲注(59)。王莉、包麗・前掲注(135)。
- (150) 陝西省法院法官法警管理処・前掲注(70)。
- (151) 厖遠順「完善人民陪審員制度的思考与対策」、「漢陰県法院網」(2009年3月 17日)http://sxhyfy.chinacourt.org/public/detail.php?id=230
- (152) 陝西省法院法官法警管理処・前掲注(70)。厖遠順・同右注。
- (153) 韓大元「中国陪審制度の憲法的根拠について――合憲論と違憲論の論争を中心に」、後藤昭編著『東アジアにおける市民の刑事司法参加』所収(国際書
- 165 Kumamoto Law Review, vol.126, 2012

院、2011年)192頁。王莉、包麗·前掲注(135)。孔淑華 「論我国人民陪審員制度存在的問題及対策」、「黒竜江省紅興隆農墾法院網」(2011年10月27日)http://hxlnk.hljcourt.gov.cn/public/detail.php?id=22

- (154) 何家弘主編・前掲注 (30)。335~352頁。
- (155) 何魏ほか「従陪審員到人民陪審団」、「民主与法制」2011年第25号12頁~14頁。郭久輝「河南推行人民陪審団制度 保障公民司法表達権」(2010年3月26日)、「新華網」http://WWW.XINHUANET.COM。鄧紅陽「河南擬全面推行『人民陪審団』制度」、「法制日報」2010年3月26日。「河南将在全省法院推広『人民陪審団』制度」、「人民日報」2010年4月30日。
- (156) 王在華ほか「河南省高院院長張立勇解読人民陪審団制度」、「東方今報」2010 年3月26日。杜強ほか「河南高院院長張立勇:建立人民陪審団制度」、「南方都 市報」2012年3月9日。何魏ほか・前掲注(135)14頁。
- (157) 中国共産党の指導下における多政党協力及び政治協商制度は中国の基本的政治制度の一つである。中国人民政治協商会議(政協)はそれを実現するための組織形態であり、共産党、民主諸党派、無党派、社会団体、少数民族、台湾・香港・マカオ同胞と帰国華僑の代表及び特別に招請された人々から成る統一戦線組織と位置づけられている。1949年9月に設立された中国人民政治協商会議は、全国委員会と地方各級委員会によって構成されている。全国政協は、全人代の会議と並行して毎年同時期に開催される。

人民政協は政治協商と民主監督を主要な任務とされる。政治協商とは国の大政方針、重要な社会経済問題などに関する共産党や政府の方針案を協議し、それに対する理解と支持を取り付けることである。民主監督とは法律や方針政策の執行状況及び国家機関の活動に対する監督である。

- (158) 湯維建「建議最高法推広人民陪審員制度」、「南方日報 | 2012年3月13日。
- (159) 楊涛「『聴審団』能否闖出陪審制度改革新路」、「羊城晚報」2012年3月20日。
- (160) 鄧紅陽「河南省高院『人民陪審団』制度受質疑」、「法制日報」2010年3月26日。「河南法院試点『人民陪審団』制度 被批四不像」、「中国青年報」2010年4月7日。何魏ほか・前掲注(135)14頁。

- (161) 範愉・前掲注(31)。「『呉中模式』的三個支点」、「人民法院報」2010年5月16日。白龍・前掲注(109)。
- (162) 張帥「人民陪審『呉中模式』全国推広」、「蘇州日報」2011年5月12日。「陪審制度及『呉中模式』人民陪審員制度国際研討会」(2011年5月11日~12日) http://ch.undp.org.cn/modules.php?op=modload&file=article&catid=14&topic=17&sid=4997&mode=thread&order=0&thold=0
- (163) 中国法律年鑑編集部・前掲注(34)193頁。
- (164) 範愉・前掲注 (31)。
- (165) 青木人志「法文化としての刑事司法参加」、後藤昭編著『東アジアにおける 市民の刑事司法参加』所収(国際書院、2011年) 211頁~212頁。
- (166) 同右注・203頁。
- (167) 同右注・206頁。
- (168) 賀衛方「主題研討:人民陪審員制度 導言」、「北大法律評論」第8巻1号 (2007) 12~13頁。
- (169) 六本佳平『日本の法と社会』(有斐閣、2004年) 75頁。
- (170) 詳しい分析は、青木人志「法文化としての刑事司法参加」、後藤昭編著『東アジアにおける市民の刑事司法参加』所収(国際書院、2011年) 203頁~210頁を参照されたい。
- (171) 同右注・208頁。
- (172) 詳しい分析は、拙稿「市民の裁判参加に関する比較的考察 (2) ――アメリカ、日本及び中国を中心に――」(熊本法学第123号) 7頁~8頁、13頁~17頁を参照されたい。
- (173) 青木人志・前掲注(165) 209頁。
- (174) 同右注・209頁。
- (175)「参加者 9 割「よい経験」/裁判員 3 周年」、「朝日新聞」2012年 5 月21日。
- (176)「1審判決破棄6.7%…裁判員の判断尊重」、「読売新聞」2012年5月18日。
- (177)「裁判員3年 よりよい制度に見直しを」、「産経新聞」2012年5月24日。
- (178) 青木人志・前掲注(165) 209頁。
- 163 Kumamoto Law Review, vol.126, 2012

- (179)「【裁判員制度施行1年】『日本の文化になりつつある』関係者『順調』と 評価」、「産経新聞」2010年5月21日。
- (180) 青木人志・前掲注 (165) 210頁。